第４９６回今別町議会定例会会議録（第２号）

第２日（３月１１日）

出席議員　７名

１番	綿谷敏明　君	２番	中嶋　惠　君
３番	本間闘士　君	４番	太田英一　君
５番	田中哲也　君	６番	小倉潤二　君
７番	本郷良克　君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	阿部義治　君
副町長	飯田　哲　君
教育長	佐藤泰仁　君
会計管理者 税務会計課長	奥崎　匠　君
参事・総務企画課長	太田和泉　君
町民福祉課長	山﨑真直　君
産業建設課長	遠田剛洋　君
教育課長	相内　譲　君
総務企画課長補佐	平山茂樹　君
町民福祉課長補佐	成田秀和　君
税務会計課長補佐	澤田淳一　君
産業建設課長補佐	川村一樹　君
教育課長補佐	平山治門　君
診療所事務長	平山寛哉　君
代表監査委員	相内啓司　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長		佐	渡	慶	剛　君
主			事		野土谷	侑	斗	君

議事日程

第１　一般質問

１番　綿谷　敏明　議員

３番　本間　闘士　議員

４番　太田　英一　議員

５番　田中　哲也　議員

６番　小倉　潤二　議員

午前９時５９分　開議

○議長（本郷良克君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は７名であります。よって、会議を再開いたします。

日程に従いまして一般質問に入ります。

通告の受付順に質問を許します。

通告及び答弁は一問一答で行い、できる限り簡潔明瞭に願います。

なお、質問については同一議題について質問回数の制限をなくし、本人の持ち時間を２時間以内としております。また、関連質問並びに通告以外の質問は受けませんので、ご了承願います。

１番綿谷議員に質問を許します。綿谷議員。

１．今別町消防団について

要旨①消防団員の減少対策について

要旨②消防車両の運転について

要旨③運転免許取得に伴う補助制度について

２．ＪＲ津軽線代替え交通について

要旨①二股上の地区での乗降について

要旨②通学生の接続交通について

要旨③わんタクフリー便の利用時間延長について

○１番（綿谷敏明君）　おはようございます。１番綿谷敏明です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

一般質問の前に、２月26日に出火し、鎮圧され、避難指示が解除されましたが、いまだに鎮火されていない岩手県大船渡市において、日本でも例のないほどの大規模山林火災において亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。また、一刻も早い復旧復興を願うものです。青森地域広域事務組合においても、第５次救援隊まで派遣していることをお知らせいたします。

今日３月11日は、14年前に起きました3.11東日本大震災の日でもあります。多くの皆さんが亡くなられ、また、大規模山林火災でも亡くなられた方がおります。東日本大震災と大規模山林火災で亡くなられた皆様に黙禱をし、ご冥福をお祈りしたいと思います

が、議長、いかがですか。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員より、大船渡市の山林火災及び東日本大震災により亡くなられた方への黙禱の要請がありました。準備ができ次第黙禱いたしますので、よろしくお願いします。

全員起立してください。黙禱。

〔黙禱〕

○議長（本郷良克君）　黙禱終わります。着席してください。

○１番（綿谷敏明君）　議長、ありがとうございました。

それでは、一般質問に入ります。

私からは、質問１、今別消防団について、質問２、ＪＲ津軽線代替交通についての２件について質問いたします。

質問１の今別町消防団についてです。

要旨①消防団員の減少対策について。

要旨②消防車両の運転について。

要旨③運転免許取得に伴う補助制度について。

初めに、要旨①消防団員の減少対策について質問させていただきます。

現在の今別消防団の団員は、幹部も含めて124名で構成されていると思います。団員が多い分団では第４分団大川平で21名、少ない分団は第３分団浜名と第11分団砂ケ森の６名。そのほかに７名、８名、９名、11名、13名、15名の少ない分団員で活動しています。また、袰月と綱不知、奥平部は分団がないため、第９分団大泊は７名の団員で袰月を、第11分団砂ケ森は６名の団員で綱不知、奥平部も管轄しております。

このような状況で、火災及び災害時に各分団が対応できるのか疑問に思います。

そこで、町としてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　おはようございます。

今、綿谷議員から大きく２点。１つとして今別町消防団について、もう一つがＪＲ津軽線代替交通についてと、大きく２つ出ております。

その中で今、綿谷議員から質問１の今別消防団について、要旨①の消防団の減少対策についてと書いてありました。

これらの答弁については、各担当課長から説明し、必要に応じて私から再答弁いたし

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　おはようございます。

それでは、１番綿谷議員の質問１、今別町消防団について。

要旨の①といたしまして、消防団員の減少対策について答弁いたします。

今別町の消防団員ですが、先ほど綿谷議員が申し上げたとおりですけれども、令和５年度は137名で、令和６年度は124名であります。対前年13名の減になっております。また、令和７年度につきましては115名の見込みとなる予定であります。

質問の今後についてなんですけれども、先ほど綿谷議員からもありましたが、現在、袰月地区の10分団及び奥平部の12分団が解散している状況であります。解散し、消防団不在の状況であります。また、団員数は年々減少している状況であります。

こうした問題へ、今後、町としてどのように対応していくのか検討していく必要がございます。分団の統合や、調べたんですけれども、機能別消防団員という制度がありますので、そちらを活用していくのがよいのではないかというところであります。

この機能別消防団員というのは、消防団員を引退した方がその経験を生かして消防活動できる制度ですので、それをぜひ活用し、消防・防災力低下に歯止めをかけていきたい考えでございます。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　ありがとうございます。総務企画課長、今、ご答弁されたんですけれども、今の対策でいうと、まず相手方がいるわけですよね。その相手方の了承がないと、今、太田課長が言った、そういうのはできないわけですよ。その辺をきっちり、承諾ないとできないということを認識しながら、早めに実施する必要がある。来年、令和７年度は15人を切ると。今別消防団を維持できなくなる可能性が非常に多いです。今の問題だと、恐らく２年後、３年後になると、だんだん分団が減っていくということになるので、今、総務課長考えている対策を、いつから実施するのかお伺いしたいと思います。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　綿谷議員おっしゃられるとおり、これはあくまでも相手のある対応、対策になると思いますので、今声がけをさせていただいているのが

袈月地区なんですけれども、やはり元消防団員の方がいますので、そういった方々にはぜひ地域の消防・防災力のためには必要ですので、そこはぜひお願いしたいということで、話合いの場を今ちょっと調整できればと思っているところでございます。

また、袈月地区に関しては、消防屯所のほうも大分著しく老朽化しており、今定例会ではそこの改修のほうも計上させていただいておりますので、そういった形で、地域の防災力低下に歯止めがかかればいいなと思っております。

順次、奥平部のほうにもお声がけして、元消防団の方が機能別消防団として活動できるようにちょっと進めてまいりたいと思っております。令和７年度中にはそういった話をしてきたいなと考えているところでございます。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　課長、ありがとうございます。令和７年度中と言わず、あしたにもぜひしていただけるように考えていただきたいと思います。いずれにせよ早期に対策を講じて、町民の皆さんの安全・安心に努めていただくようお願い申し上げまして、要旨①の質問を終わらせていただきます。

次に、要旨②消防車両の運転について質問させていただきます。

道路交通法が2017年に改正されました。2017年３月12日以降に普通免許を取得した人は、運転できる車の総重量が3.5トン未満に限定されたため、3.5トン以上の消防車両を運転できないことはご存じだと思います。現在、消防車両を運転できない団員はどのぐらいいるのかお伺いします。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　１番綿谷議員の質問１の要旨の②、消防車両の運転についてですけれども、消防団員の免許取得については各分団に照会をかけ、状況を把握しているところでございます。現在、準中型免許未取得者は５名であります。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番(綿谷敏明君)　今ちょっと課長の言われたのが理解できなかったのですけれども、そういうふうになると、準中型免許を持っている人がいるので、運転できない人はいないということでよろしいですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　大変失礼しました。問いと答えが合っていなかっ

たです。

現在、124名いるんですけれども、そのうち、すみません、私の答弁は、そのうち５名の方が免許が未取得ということの答弁でした。大変申し訳ございませんでした。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　そうすれば、124名中５人の方が車両運転できないということでよろしいんですね。（「はい」の声あり）124人中５人といえば少ない数字なんですけれども、パーセンテージも少ないんですけれども、やはり火災、災害時に団員が消防自動車両を運転できないということは、私は重大な問題と考えています。

町のほうでは、この５人の運転できないという問題についてどのようにお考えですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　綿谷議員のご懸念されているところで、今後の新入団員についてもこの現道交法だとほぼほぼ準中型免許が未取得者になると思いますので、次の要旨の③に関連しますけれども、町としてもこれは非常に将来的にも大きな問題と考えておりますので、検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　課長、ありがとうございます。町の考えは分かりました。それにしても早期に解決できるように努めていただきたいと考えております。

これで要旨②の質問を終わらせていただきます。

次に、要旨③運転免許取得に伴う補助制度についてということです。

質問の要旨①では団員不足がはっきりいたしました。そして、質問要旨②では５名の団員が消防車両を運転できないということが分かりました。

２月28日の東奥日報に、六ヶ所村の消防団員が村の助成制度を利用し、第１号準中型免許取得の記事が出ておりました。我が町でも消防団員の準中型免許取得に助成制度を新設し、準中型免許取得を促す必要があると私は思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　１番綿谷議員の質問１、要旨の③運転免許取得に伴う補助制度について答弁させていただきます。

先ほど綿谷議員からもありましたけれども、平成29年３月12日に施行された道路交通法の一部改正により、準中型自動車免許が創設されたことに伴い、新たに普通免許を取

得した消防団員は3.5トン以上の積載車は運転できない状況にあります。

このような状況は将来的に消防活動に支障が生じるおそれがありますので、現在、準中型免許取得に係る公費制度を導入している県内の自治体の状況を確認しているところでございます。

また、当該助成を行った場合、助成額の２分の１に対して特別交付税措置が講じられることから、今別町としても、助成制度導入について前向きに協議、検討してまいりますので､議員皆様におかれましても､ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　この問題については、六ヶ所村を含めて11市町村、金額はちょっと私調べませんでしたけれども、11市町村で実際中型免許取得に対して補助制度を新設してやっています。

また、ちょっと自動車学校のほうのお金の関係で調べたんですけれども、総務課長の言われた地方交付税に２分の１跳ね返りがあると。なので、いろいろな規則はつくらなければ駄目なのは分かるんですけれども、なるべく多くの助成金額を設けて、これから若い人が入ってきたとき、すぐ準中型免許を取っていただいて、火災、災害時に対応していただけるよう、来年と言わず、今年度中の補正予算で実施していただきたいと、なるべく早くこの問題を解決していただきたいというふうに私は考えますけれども､町長、どうですかね。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　いろいろご指導ありがとうございます。

今、綿谷議員から補正予算でとありましたが、今年度はもう終わりなので、令和７年度の補正の中で、これは総務の財政とも相談しながらいくのですが、やっぱり何といっても、国でも交付税算入というものありますし、あとそれから、今これを、第１要旨でも話した団員の減少、これは私も、団長、副団も入れながら、皆さんと、今、協議し、袰月地区の問題も、全体的に今別町の、今、消防団の構成というのを全体考えないと、火災発生しても出動できない状態。まして、出動したけれどもポンプ自動車を免許証がないためにできないという状態もあるということで、全体的なものを今考え直さなければいけないと思っています。そして、今、助成制度、これもしっかりと令和７年度で確立したいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　この消防の問題については、早期に解決できるように、また、消防団の行事では町民の安全・安心を訴えてやられているので、その分も踏まえて、先ほど私間違いましたけれども、新年度内に、令和７年度内にぜひ新設して、補助制度を実施していただきたいと思っております。

以上で質問１の今別町消防団については終わります。

次に、質問２、ＪＲ津軽線代替交通について。

要旨①二股上の地区での乗降について。

要旨②通学生の接続交通について。

要旨③わんタクフリー便の利用時間延長について。

要旨①二股地区での乗降について質問いたします。

町の要望により、４月１日から町内に、代行バス、わんタク定時便の乗降箇所が母沢、与四郎沢、北大川平、オリオン美容院、ふれあい文庫の５か所が新設されます。また、わんタク定時便のみの乗降箇所は、中央団地12号棟前、青函トンネル入口広場の２か所が新設され、町内の乗降箇所が12か所となります。町民の皆さん、旅行者の皆さんが利用しやすくなり、大変喜ばしいことだと思います。これも町の要望により実施したものと考えています。町長、どうもありがとうございます。

しかしながら、二股地区のルートが新設されていません。高齢者のみならず不便を感じています。そこで、わんタク定時便の乗降箇所の新設をお願いしたいと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　１番綿谷議員の質問２、ＪＲ津軽線代替交通について。

要旨の①といたしまして、二股上の地区での乗降について答弁させていただきます。

綿谷議員からは、これまでも当該地区での乗降について、議会定例会や全員協議会の場においてご質問いただいており、ＪＲとの協議の場ではその旨を要望してまいりました。しかしながら、現在の運行には当該地区が含まれておらず、また、ＪＲダイヤ改正後の運行予定にも含まれておりません。ＪＲからは、利用ニーズとの兼ね合いとなるが、遠回りとなることで所要時間が増加するなどデメリットもあるので、今後の自動車交通の検討の中でそういった要素も含めて相談していきたいとのことですので、これからもＪＲに対し要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　この問題は、町がよければいいという問題ではないので、ＪＲ東日本の考えもあると思いますが、普通に考えても、与四郎沢のところの道路、急斜面、なんですけれども、そこで通常、わんタク定時便を利用している方は降りていると。わんタク定時便を利用している方は高齢者の方が多いということも考えますと、ＪＲ側は時間を要するという、青函トンネル入口広場よりは簡単に回れると思うので、この辺は町のほうで、ＪＲ東日本への強い要望をしていただきたいと考えております。町長のほうにもお願いして、ぜひともこの二股地区の上の地区をルートに入れないと、乗り降りできないということなんですよね。今、ＪＲでやっているわんタク定時便については、予約するとルート上ではどこでも乗れる。また、乗ったとき、降りるところはルート上であればうちの前でも降りることできるんですよ。そういう利便性のあるわんタク定時便をフルに町民のために使うためには、ルートに入れてほしいと。大川平もあるんですけれども、大川平の場合は、縦のルートに下りてくるところがあるんですよね。真ん中にある、両脇にある。なので、北大川平という停留所ができたことで大変便利になると思います。ただ、二股は、今私がお話ししたように、非常に不便なんですよ。今、与四郎沢ができても、当然徒歩で、高齢者の方、若い方でも降りてくると。でも、その与四郎沢で降りないと自宅に戻れないと。ルートに入れると、蟹田駅から乗ってうちの前で、上をルートに入れるとうちの前で降りられると。そういう利便性がものすごいんですよ。なので、再三と、何回かにわたって議会で私お願いしているのがそこなんですよ。そこを理解していただいて、ぜひともＪＲ東日本へは強い要望をして、今年は無理かもしれませんけれども、来年、再来年の４月、令和８年度の４月１日から、ぜひルートに入れていただいてお願いしたいというふうに私は考えております。何とか町長には実現できるようにお願いしたいなと思います。

以上で要旨①の質問は終わります。

要旨②通学生の接続交通について質問させていただきます。

議会において何回か質問させていただきました。学生のため、蟹田駅20時53分着の列車への接続交通について、高校生が３年間通う交通網ですので、高校生が３年間の学生生活をより有意義に送るために必要と私は考えて、何回か質問させていただきました。

しかしながら、先ほども言いましたけれども、ＪＲ東日本という相手がいるので、なかなか実現はされておりませんが、もう一度、この問題について町のお考えをお伺いし

たいと思います。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　１番綿谷議員の質問２、要旨の②通学生の接続交通について答弁いたします。

　要旨の①の二股上の地区での乗降同様､津軽線蟹田駅着20時53分との接続についても、綿谷議員からはこれまでもご質問いただいており、以前もＪＲが実証運行した経緯もありますので、この件についてもＪＲに要望してまいりました。

　しかしながら、今回のダイヤ改正には含まれておらず、また、先ほどのご質問同様、ＪＲに確認しましたけれども、ＪＲからは、今後の自動車交通の検討の中で自治体と相談していきたいとのことでしたので、引き続きＪＲには要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　この問題については予算もかかる問題で、ＪＲ東日本も大変だとは思います。ただ、この問題の解決の仕方については、わんタクで平日のみの完全予約制にするとか、そういう方法でも私は構わないと思います。生徒が、一般町民が使うか使わない便に接続するより、完全予約制として、予約のあったときはバスの送迎をするという形で、わんタクで大丈夫ではないかなと私は考えますけれども、町のほうではどう考えますか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　この件についても、今、綿谷議員がおっしゃられたとおり、町のほうでは確認しました。ＪＲのほうからは、やはりドライバーの運行時間等の問題等でなかなか難しいという回答は得たんですけれども、やはりこの高校生の通学に関しては、以前も、先ほど言いましたけれども、ＪＲのほうでも自分たちで実証運行して、その結果を持っていますので、その結果を踏まえた中でもっともっと検討していただきたいというところでございますので、町として今後引き続きこの件については要望していきたいと考えているところでございます。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　ＪＲのほうで実証実験したのは､たしかＪＲ津軽線が休止する前、実証実験をやったときのことですよね。三、四年前の話です。ただ、今の、私、議会のほうでもお話ししましたけれども、ある市内の高校の先生が、今別の子供の担任を持っ

ているそうです。時間、５時ちょっと過ぎになると、かばんを持って慌てて走っていくと、電車に。そういう姿を見ると、その先生は胸が痛いと。そういうことも踏まえながら、やはりこちらの郡部から行く高校生と市内の高校生の格差がつかないような、そういう援助が私は必要ではないかなと。若干高校生に聞いたら、新幹線で通わなくてもいいという高校生もおりました。なので、実証実験したその当時とまた学生生活も変わっていると思います。その辺も踏まえて、ＪＲ東日本にはぜひとも強い要望でこれを実現させていただきたいなということを考えています。

また、この問題は、今別町の問題だけではないと私は考えています。当然、外ヶ浜町の三厩地区から代替交通のルートになっている龍飛まで、高校生は何人かいます。その高校生も入れての問題なので、ぜひとも外ヶ浜町との連携をしていただいて、この問題に対処していただきたいなと私は考えています。

町長、この問題について、一言お願いします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ありがとうございます。

まず、一言と言ったけれども、さっきの二股の上町の件、昔、町の巡回バスやっているときも冬期間に非常に悩んで、上を回るのは厳しいという状態でいろいろ議論した中もあります。今、津軽線が止まった中での代替バス、わんタク動いていますけれども、この二股の上もそうだし、大泊もそうなんだけれども、これから時間帯も考えて、今、ＪＲはバス停を多くしています。定時を多くしています。そして、時間のロスのないようにということで、特に冬場も考えながら今やっていますので、編成等で非常に厳しいものがあります。今、太田参事が言ったように、逐次これはＪＲと話しながら詰めていきたいし、今のこの子供たちが、今、最終便みたいな電車で20時53分に到着という形で来ます。それは、ゆっくり部活もできて、電車に乗って蟹田から降りられると。大型の定時路線バスというのは厳しいんだけれども、わんタクというの、今はわんタクの時間が狭まって、夜遅くまでやっていませんので、これからどういう形でいけば、子供たちの通学、部活もやりながらやっていけるのか。龍飛まで行く子供もあるということも想定しながらやっていかなきゃいけない。

一番、私、今気にしているのが、令和９年の４月からＮＰＯ法人で運行します。この間、蟹田で会議もやったんだけれども、このときの経費削減、どのぐらい経費削減し、どうしてこれからＮＰＯ法人になってから18年以上もずっと続けられるかということに

なれば、最後お金もかかる。そういうことも考えながらやっていくんだけれども、ただ、今、ＪＲが自分たちのお金で腹いっぱいの運行をしています。バスもわんタクもやっています。将来、令和９年４月以降の、今度、管理運行がＮＰＯ法人、こうなれば町も、今別町も外ヶ浜町も入って運営していくんですが、何としても経費削減しながら地域の皆さんが利用しやすいダイヤ、数多くダイヤ発すればいいというものでなくて、利便性のあるダイヤ編成をここ２年間、令和７年度、令和８年度、十分ＪＲのデータも基づきながら、２年間研究しながら、令和９年４月１日の運行に向かっていかなきゃいけない。綿谷議員が言った、高校生とか夜遅く利用する方の利便というものは絶対削ってはならないと思っていますので、その辺はこれから、まず、令和７年がまだＪＲとの話合いが一番大切になってきますので、その辺いろいろ、二股の件も含めながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　はい、分かりました。

ただ、そのＮＰＯ法人立ち上げる前に、どのようにして今別町の中を走る交通網を確立していくかという問題が非常に大事になっていくのかなと私は考えております。ＮＰＯ法人になってから予算も絡むような新たな交通網をつくろうとしてもなかなか難しいと私は考えていますので、このＪＲが管轄のときに改革をしていただいて、町民の方が利用しやすい交通網にしていただきたいなと考えております。

あと、この問題については、昨日５名の方が今別中学校を卒業なさいました。夢と希望を持って高校に４月から通うようになると思います。ただ、その夢と希望を実現させるためには、学校にいる滞在時間を長くして、３年間を有意義なものにしていただきたいと私は考えます。

教育長、この問題についてどうお考えですか。

○議長（本郷良克君）　教育長。

○教育長（佐藤泰仁君）　将来ある子供たちが夢を持って、それに向かって実現できるようなバックアップ体制は考えていかないといけないかなというふうには思いますが、今何ができるかというの、まだはっきり分かりませんので、子供たちの将来を考えた取組を今後も検討していければなというふうに思っております。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　ありがとうございます。この問題については、ＪＲだけじゃなく

て町の教育委員会のほうも、高校に進学した後の町としての教育をきっちり考えながらやっていただきたいなということを考えていますので、町長にはぜひとも実現できるような形でＪＲにお願いしていただきたいと考えております。

これで要旨②の通学生の接続交通についての問題は質問を終わります。

次に、要旨③わんタクフリー便の利用時間延長について質問させていただきます。

現在、今別町、外ヶ浜町の全エリアがわんタクフリー便の利用が可能となっております。運行時間が９時から17時となっています。しかしながら、利用者からは、利用したい時間帯と運行時間が合わないという声が出ております。この問題について、町ではどのようにお考えですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　１番綿谷議員からの質問２の要旨の③わんタクフリー便の利用時間延長について答弁いたします。

ご質問の件は、現在津軽線蟹田駅16時８分からの海岸線への接続交通についてと思いますけれども、これに接続するのが17時30分発の外ヶ浜町営バスのみであります。わんタクフリー便は４月１日より本格運行を開始する予定ですが、予約受付及び配車時間についてはこれまでどおりでありました。

ご質問の時間の延長についてもＪＲに確認したところ、ＪＲからは、今後の自動車交通の検討の中で相談していきたいとのことですので、町としてもＪＲとの協議の場で現状の問題共有と要望に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　この運行時間を１時間早くする、午後は１時間遅くするというのは意味がありまして、海岸方面の方が利用しにくいということなんですよ、現状だと。フリー便の終了時間はドライバーの終了時間となっていますので、利用者の最終予約時間が16時、４時なんですよ。だと、16時８分の蟹田着の電車で来ると、海岸方面の方は非常に不便を感じると。代替交通で来て巡回バスで帰られるというふうになります。ところが、８時からフリー便を運行すると、海岸方面の方は、フリー便を利用して、蟹田駅９時11分発青森行きに乗車することができます。これだと、かなり通院する方も非常に便利になると思います。あと、午後６時まで運行するということになると、太田課長がおっしゃった16時８分着の列車を利用して、フリー便で自宅に帰れるということになります。先ほど町長も若干触れましたけれども、海岸方面は定時便、代替交通がないの

で、このフリー便を利用するよりないんですよ。このフリー便を津軽線に合わせた形で往復できるということが海岸方面の方は非常に望んでおります。

なので、金銭面なことからドライバーの2024年問題からいろいろあると思いますが、この辺ちょっと解決していただきたいとは考えますので、何とかＪＲに掛け合って、先ほども言いましたが、ＮＰＯ法人を立ち上げる前にこのフリー便の時間拡大を図る必要があると私は考えますが、町のほうではどうですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　今、綿谷議員おっしゃられたとおり、海岸線の交通に関してはわんタク定時便が運行しておらず、外ヶ浜町営バスと、あと今別の巡回バスを接続する､いわゆる乗り継いでいかなければならないという状況ですので､そこは、今、ＪＲと海岸線直通ルートとかそういった点についても協議しておりますし、また、今、綿谷議員からありましたわんタクのほうでの対応についても、利用者のニーズというのもありますので、そういう声があるということをＪＲのほうに強く伝えて、ぜひ問題をＪＲと一緒に共有して、この問題を解決していきたいと思っておりますので、引き続き要望してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　要旨①②③ということで質問させていただきましたが、この問題については何回もお話ししているとおり、相手が、ＪＲ東日本が相手なので、なかなか実現は難しいと思いますが、実現できるように町で交渉していただいて、何とか町民のために利用しやすい交通網にしていただきたいということをお願いしまして、１番綿谷敏明の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本郷良克君）　１番議員の質問を終わります。

３番本間議員に質問を許します。本間議員。

１．情報発信について

要旨①町の情報発信について、今後の見通しを伺いたい

２．町道の整備計画について

要旨①今年度の整備計画についての見通しは？

○３番（本間闘士君）　それでは、通告に従いまして、私から大きく２点質問させていただきます。

まず、１つ目として、町の情報発信について、今後の見通しを伺いたいと思います。

次に、２つ目として、町道の整備計画について、今年度の見通しについて伺いたいと思います。

それでは、１つ目の質問です。

私は、これまでも町の情報発信については度々触れさせていただいておりました。行政の皆様も十分理解しておられるとは存じますが､自治体の情報を発信するというのは、地域住民の満足度や安心感の向上につながるだけでなく、発信する情報の種類に応じて様々なメリットが生じます。

例えば、当町は子育て世代への施策は様々ありますが、近隣の自治体と比べても充実しているのは皆様ご承知のとおりです。産前産後から行政が携わり、健診などのフォローはもちろん、保育園から中学校までの様々な無償化や修学旅行資金の積立て、就学時のジャージや中学校のスクールザックの贈呈など、10項目以上の支援、無償化が行われております。

このように、当町が子育て世代に対して注力し、若い世代へのアプローチをして、移住や定住を促しておるのは明白でありますが、どうしても、町のホームページや広報紙だけでは、町外の方への発信力となると、拡散力が足りないように感じてしまいます。また、子育て世代への施策なので、子育て世代が情報収集に使うＳＮＳやＬＩＮＥなどのサービスを活用していないというのは少しもったいない感じがします。

子育て施策を例えとしてお話しさせていただきましたが、発信する内容や媒体は違えど、自分たちの町の魅力や文化、情報を発信するということは、どの分野においても共通するお話ですので、今後は当町も今まで以上に注力していただきたい。そして、町に住みたいと思う方のきっかけになればと思うのですが、町としては、これからどのように情報を発信していく考えでしょうか。情報発信について今後どのような見通しを持っているのか、お聞かせください。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ただいま３番本間闘士議員から質問がございました。質問１の情報発信について、そしてまた２つ目の質問２の町道の整備計画について、順次、担当課長から説明し、再々において私のほうからも答弁いたしますので、よろしくお願いいた

します。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　３番本間議員からのご質問１、情報発信について。

要旨といたしまして、町の情報発信について今後の見通しを伺いたいについて答弁いたします。

現在、当町においては、公式アカウントでのＳＮＳによる情報発信はしておりません。スマートフォンの普及とともにＳＮＳの利用者は年々増加している現状ですので、町としては、今後、公式アカウントを活用して情報発信できるよう、環境整備等に努めてまいりますので、議員皆様におかれましても、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　今後の見通しについて、答弁ありがとうございました。先ほど、子育てを例としてお話しした中で、ＳＮＳ、ＬＩＮＥ等の活用しないのはもったいないというお話をさせていただきましたが、活用するに当たって数点気になることがございますので、少し掘り下げて質問させていただきます。

まず、現状の体制についてです。

情報を発信する上で、公式アカウントの運用等も考えますと、現状の体制の中で発信することは可能なのかという懸念が生じます。ホームページも運用しながらそのほかの媒体を運用するというのは、非常に労力もかかりますし、時間もかかります。また、発信する文章の内容について精査しなければならないという問題もございます。

今後、情報を発信していく上で、数名で取り組む必要があるのではなかろうかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　ありがとうございます。

当町、先ほど答弁しましたけれども、公式のアカウントでのＳＮＳの情報発信しておりません。ただ、非公式でありますけれども、観光情報については、町職員が情報を提供している体制取っているところでございます。

ご質問の件ですけれども、他の自治体にも確認しました。今もう既に運用している自治体に確認しましたけれども、ほぼほぼ担当１人で対応しているそうです。しかしながら、本間議員おっしゃられたとおり、非常にいろいろ情報を集めたりとか精査しなけれ

ばならない部分があって大変なのは聞いていますけれども、やはりそこは、広報担当とかホームページ担当の方１人でやるのではなく、やはりその情報を提供する側、各課においても内容等をきちんと精査した上で、すぐ情報発信できるような体制が必要ではないのかなと思っているところでございます。

今後公式のＳＮＳでの情報発信をするに当たっては、総務課だけではなく、他課とも連携して、これについては検討していかなければならないと思っているところでございます。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　現在でも、ホームページと、町の公式な媒体となると広報紙のほうを運用されております。ただ、ＳＮＳというのは、恐らく運用する人は若い方のほうが使い慣れていると思いますし、また、公式のホームページ等といろんな情報を共有して、どの媒体でも見られるような形になるのがベストだと思いますので、１人で運用するというのは、これから始めることですので、まずはやってみてという形がベターかなと思います。ただ、情報はやはり早ければ早いほどいいので、鮮度の問題ですとか、１人で運用するのにやはり情報が少し遅れて出てしまうというのは、情報の発信の質としてはどうなのかなというところも懸念されますので、そのあたりを十分に協議して運用していただけたらなと思います。

ただいま答弁の中にありました､公式アカウントなしというようなお話がありました。ただ、公式アカウントを運用できる媒体というのは、ＬＩＮＥやＳＮＳ、そしてユーチューブと、たくさんの媒体がございます。外ヶ浜町では、皆さんもご存じだと思われますが、「てのひら役場」という名称でＬＩＮＥのアカウントを運用し始めました。ＬＩＮＥは町内での利用者も多いことが予測されますし、様々なメニュー設定や情報発信の手軽さ、また、クーポン券との併用など、町としても利点は十分にあるのではないかと感じています。

そこで、公式アカウントを運用する媒体の一つとしてＬＩＮＥを、私はいいのではないかと考えますが、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　町のほうも、今考えているのがＬＩＮＥの公式アカウントを活用した情報発信についてです。まずは、段階踏んで、先ほど本間議員からもありましたけれども、実証運行、実証実験的にやって、まず利便性等をちょっと確認

しながらいきたいと思っております。

当然、私も見ましたけれども、ＬＩＮＥは非常にいいですけれども、デメリットの部分もありますので、そういったところを検証してから、活用に向かっていきたいなと思っているところでございます。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　その辺、十分協議して、よろしくお願いします。

もう１点、町の魅力を発信する上で、ユーチューブなどの動画媒体も非常に有効かと思われます。先日、広報紙にて、コンビニエンスストアで住民票などの取得できるサービスを阿部町長が実際に使用している姿が載っておりました。私もあれを見て、あ、こういうふうに活用するんだと、視覚で訴える方法は非常に有効であると感じます。

あれは写真が媒体でしたけれども、実際に使用している姿を動画でホームページ上に貼りつけて、いつでも見られる状態にすれば、町の広報紙は持って歩けませんので、困ったときにマニュアル的な使い方もできると感じました。

ユーチューブとなると､長い尺の動画を運用するというイメージがありますけれども、他の自治体ではそういったマニュアル的な使い方をされている自治体もあります。そういったところでユーチューブを取り入れるという考えは、町に現時点であるかどうか伺います。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　行政的なユーチューブの活用については、今のところまだ考えておりません。まずは、ＬＩＮＥ公式アカウントでの情報発信のほうに注力していきたいと考えているところでございます。その延長上で、ユーチューブというのも一つの方法であると思いますので、そこについても併せて検討していきたいと思っています。ただ、観光情報については、本間議員ご存じだと思いますけれども、荒馬のほうではユーチューブでも流れておりますので､そういった形でそれを参考にしながら、今後進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　はい、分かりました。まだ始まっていないことですので、これから運用するに当たって様々な懸念点等もございますでしょうけれども、ひとつ、一歩踏み出してみて、町から積極的に情報を発信してみていただきたいなと思います。

その点について期待を申し上げて、この質問を終わります。

次に、町道の今後の見通しについてです。

春が近づいてきて、道路に雪が少なくなってまいりました。それに伴い、冬期間中の除雪などによるものでなかろうかとは思われますが、町の各地区において道路の陥没などが目立つようになってまいりました。車社会における当町において、わんタクなどの取組も行われていることから、インフラの整備は欠かせない事業であります。町としても町民からそのようなお声を聞いているとは思いますが、町道の整備を今年はどのようにしていくのか、考えをお聞かせください。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

３番本間闘士議員の質問２、町道の整備計画について。

要旨の①として、今年度の整備計画についての見通しはについて答弁いたします。

令和７年度の町道整備については、現在のところ、中央団地道路新設工事第６工区、鍋田地区の側溝整備を含む道路の拡幅工事、青函トンネル入口線の改良工事を計画しております。その他、町道等の路面の破損や道路に附帯する設備の破損等があった場合は、随時補修等で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　答弁のほう、ありがとうございます。

道路の補修に関しましては、当然、費用のかかる問題ですので、おいそれと簡単にはできないのは理解しておりますが、現時点で町民の方から、破損箇所もしくは修繕してほしいなどの声が聞こえております。町のほうにそういった声は、現時点で届いておりますでしょうか。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　現状で、雪が消えてから道路に穴が空いているのをどうにかしてほしいという声も届いております。現在のところ、除雪の会計年度任用職員のほう、もう除雪作業が終わりましたので、穴のほう確認できたところは、ちょっと補修のほう手伝ってもらいながら、随時見つけ次第補修しているところです。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　その声の中には、側溝のグレーチングや蓋なども入られておりますか。そして、道路の附帯設備としてミラーの破損などもありますが、そういった声も届いておりますでしょうか。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　側溝の蓋やグレーチングについても破損あるとかという声は届いておりますので、随時確認しております。また、ミラーについては、こちらのほうでも把握するところについては、担当の総務企画課のほうに伝えたりしておりますので、まだ漏れているところがあるかもしれないですが、現状は把握しています。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　私のほうにも幾つか声が届いておりますので、後日、要望として、課のほうにお願いに行く形になるかと思われます。

ただ、その修繕に関してなんですけれども、私は議員をやっていますが、実際のところ、どの程度の修繕に関して町で対応してくださるのかというのが正直分からないところもございます。町民の方はもっと分からないと思います。なので、その道路の補修や修繕などに関して、基準等がありましたら教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　すみません、明確に基準というのは定めておりませんが、まず、連絡とか破損を見つけた場合は、職員が確認をします。明らかに交通に障害が出るとかタイヤに障害が出るところがある場合はすぐ対応しますけれども、軽微で問題がないと思われるところは、あと先に重要路線をやりながらの作業になりますので、明確にどの程度であればという基準はちょっと定めていません。

○議長（本郷良克君）　本間議員。

○３番（本間闘士君）　はい、分かりました。冒頭でもお伝えしましたとおり、道路は今別町にとっては非常に重要な事業でありますので、補修や修繕等がありましたら、また相談に行かせていただきたいなと思います。また、ほかの議員の方々も恐らく町民の声を聞いてお願いに行くと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本郷良克君）　３番本間議員の質問を終わります。

４番太田議員に質問を許します。太田議員。

１．除排雪の実施内容の検証について

要旨①降雪、積雪の状況に適切に対応出来たのか確認します

要旨②町道の生活重要道、災害時避難道の確保を優先されていたのか

要旨③排雪時の業務対応は、適切なものであったのか

２．新年度予算の重点項目について

要旨①新規重点事業の概要説明を求めます

要旨②地場産業の育成と支援体制の確立を

３．町職員の就労状況について

要旨①新年度の正規職員数の推移は

要旨②パート及び期間雇用職員数の推移は

要旨③外部委託業務及び人員数は

○４番（太田英一君）　改めておはようございます。

私のほうからは大きく３点、詳細には８点ほどありますので、まず最初に読み上げます。

第１点目の除排雪の実施内容の検証については、細かく３つ。

降雪、積雪の状況に適切に対応できたのか確認したいと思います。

２つ目として、町道の生活重要道、それから災害時等の避難道の確保を優先されたのかお聞きします。

３つ目として、排雪時の業務対応は適切なものであったのか。

それから、２点目として、新年度予算の重点項目について、２点ほど。

１点目として、新規重点事業の概要説明を求めます。

２点目として、地場産業の育成と支援体制の確立をどのように考えているのかお聞きします。

それから、大きい３点目として、町職員の就労状況について、３点ほど。

新年度の正規職員数の推移はどうなっているのか確認します。

２つ目として、パート及び期間雇用職員数の推移もお聞きいたします。

それから、３つ目として、外部委託業務及び人員数はどうなっているのかということについてお聞きします。

それではまず、第１点目として、降雪、積雪時の状況に適切に対応できたのか確認します。全体の総括を、初めに答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ただいま４番太田英一議員より、大きく分けて３点の質問がございました。

まず、質問１の除排雪の実施内容の検証についての要旨①、この以降については、担当課長より答弁し、私からは、２番にあります新年度予算の重点事項の要旨①の答弁をいたしますので、必要によって私も答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

４番太田議員の質問１、除排雪の実施内容の検証について。

要旨の①として、降雪、積雪の状況に適切に対応できたのか確認しますについて答弁いたします。

町の除排雪体制については、町内３工区に分けて業務を委託しており、公共施設の駐車場や一部町道については、会計年度任用職員が除排雪作業を行っております。また、各工区の雪押し場所などの排雪業務については会計年度任用職員が行っておりますが、道路の拡幅などの排雪業務となると誘導員等が必要となることから、町職員も協力しながら作業を行っております。冬期間は、降雪、積雪状況にかかわらず、道路パトロールの強化に努めながら、状況に応じて除排雪作業を実施し、おおむね対応できたものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　ありがとうございました。

これをなぜ聞いたかといいますと、今年は雪多かったので、除雪、排雪回数が多かったと。そこの時点で、まず、朝から晩まで町職員が対応していたんじゃないかと。日常の勤務は大丈夫だったのか。そういう声もあって、適切に全体が運営できたのかということ、まず、これは問題提起だけです。これについては、後ほど町職員の就労状況等のところで細部をお聞きしたいと思います。

それから、この除雪に関して、２点目として、町道の生活重要道、それから災害時等の避難道の確保を優先されたのか。一部の地域から、降雪に対する対応が不均衡であると。一部はよくやるし一部は後回しにされているような声を伺っております。このよう

な声が出ないように、町道の除排雪に関して均衡をなるべく図ってもらいたいので、その点について答弁を求めます。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

４番太田議員の質問１、除排雪の実施内容の検証について。

要旨の②として、町道の生活重要道、災害時等避難道の確保を優先されていたのかについて答弁いたします。

町道の除排雪については、地域住民が安心して生活ができるよう道路パトロールの強化に努め、町道の生活重要道、災害時等避難道の確保を優先して実施いたしました。

また、降雪、積雪時の除排雪については、住民の要望に対する迅速な対応が求められることから、今後も道路状況等の確認を行いつつ適切な作業に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　ありがとうございました。

町のほうの対応は多分そういう対応でやっていたと思われますけれども、町民、住んでいる地域によっては、道路の幅が車１台しか通れないとか、それから排雪された雪が邪魔で見通しが悪いとか、様々な不平不満が出ると思われますので、その点については、仕方ないという言葉使っちゃいけないんですけれども、出るのは当たり前だと思うので、その辺について、なるべく迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に、排雪時の業務対応ですけれども、これ前の質問と同じような質問になるんですけれども、これ、町職員が業務に当たっているというのは、期間雇用職員とかの人数が足りないのか、それとも、今年の豪雪でやむを得ずそういう対応を取ったのか。排雪時の町の業務対応について答弁を求めます。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

４番太田議員の質問１、除排雪の実施内容の検証について。

要旨の③として、排雪時の業務対応は適切なものであったのかについて答弁いたします。

排雪業務については、町の会計年度任用職員と町職員が協力しながら作業しております。町民の生活道路機能の維持や安全性の確保に努めながら、町道の積雪状況に応じた、

おおむね適切な除排雪作業を行うことができたと考えておりますが、町職員については、行政事務を行いながら交代で対応していることから、町では排雪業務の一部について業者への委託を検討しているところでございます。

何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　答弁ありがとうございます。

答弁の中で外部委託、業務委託という言葉出てきたんですけれども、これ次の新年度予算とか町職員の就労にも関わるんですけれども、ここで一部確認しておきます。

町長の答弁を求めるんですけれども、今年の豪雪に対して、やむを得ず職員が随時対応に当たって、途中で期間雇用職員数を増加するとかという対応は取れなかったのでしょうか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ありがとうございます。

今年、最終的には１メーターを超えるという深雪だったんですが、前半、正月以降も降ることは降ったんですが、大きく降ったのは私は２度ほどという感じでありますので、それが後半戦の２月から３月上旬の１メーター超えの積雪であって、それまでは、昨年同様の除雪体制、業者に委託している３工区と、あと職員による体制、産業建設課の職員で対応する分と、あと会計年度職員で対応する分と、それで十分やれるという形、ずっと正月過ぎも私もその気持ちでいました。ただ、その後の２回ほどの豪雪、あれに対しては、即対応というの、人も採用できないし、役場職員の中で対応しなきゃいけないし、会計年度職員にもフル活動してもらいました。業者の方には、もう各３工区は全部業者が動いていますので、その中で業者に追加で朝８時、９時というのは、指示できてももう遅かった状態でありますので、それは町の重機の中で動いた部分あります。その中で、最初から職員、雇用人数を増やしてどうのということは考えていない中での大雪となった状況です。

今後についてはまた、先ほど、今話した、職員の雇用の問題のところでまた話をしたいと思っております。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　緊急事態で対応が難しかったというのは理解できますけれども、外から見ていると、現場に出ている町職員は事務吏員であって肉体労働者ではないので、

その辺については十分配慮した業務命令を発していただきたいなと思っております。

この１点目についての質問はこれで締めます。

２点目の新年度予算の重点項目についてですけれども、町長は、前に、旧今別小学校の解体を早期に進め、避難所の整備をしたいような話をされておりましたけれども、新年度予算の中でこれらのことは計上されているのか、一応確認します。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ただいまの４番太田英一議員の質問、新年度予算の重点項目の中にあります新年度事業の概要説明を求めますという形だったんですが、今の質問に対してお答えします。

この旧今別小学校の解体というもの、さきの全員協議会の中でもお話ししました。私は、今別小学校が、まず検討委員の皆様から意見をいただいた中では、解体が好ましいということであったので、それに対して、解体したいと気持ちを申し上げました。しかし、新年度予算には盛っていないということも話しましたので、今の令和７年度予算には、旧今別小学校の解体の予算は計上されておりません。これについては、この間も話しました。議員の皆さんと協議しながら、私は解体したい、それから避難場所ともしたい。ですので、予算編成はまだ全然していないんですが、議員の皆さんとこれから協議しながら、これについて検討し、必要であれば令和８年度あたりの予算化なるのかなという感じでおります。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　答弁ありがとうございました。

私がなぜ今の新年度予算について一般質問するかというのは、第６次総合計画が新年度から始動する。令和７年度から始動する総合計画の中に、小学校の解体とかを最重要項目として載せて、初年度から着手するのが本筋ではないかと思われます。小学校移転からもう今年で３年目になるんですか、年明けると。そういうことを考えると、周りから見ると放置しているとしか思われないと思います。ほかの閉校された学校についても、まず放置状態で、いろんな意味で、早く解体、整備してください、それから、教育財産から一般財産に変更してくださいということなどお願いしてきた経緯もありますので、そういう経緯上、新年度予算で新しい総合計画の優先順位等の中でも早めに着手するのが望ましいと思われるので、質問いたしました。

これについては、14日の総合計画の概要説明というんですか、その中でまたいろんな意見が出ると思いますけれども、まずそういうことを踏まえた新年度予算でなかったのかなと思ったので、まず聞いたんです。

それから、地場産業の育成と支援体制の確立について。

これについては、前回の12月議会でもお聞きしたんですけれども、高齢化とかなんとかで、そういう地場産業が衰退して、地場産品、観光とかお土産用品とかを作る人たちも撤退していると。そういう中で、そういう団体に対する新年度の予算措置は、12月では考えるという答弁だったんですけれども、新年度予算にきちんとそれは反映されているのか、今後の検討事項になるのか、答弁をお願いします。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

４番太田議員の質問２、新年度予算の重点項目について。

要旨の②として、地場産業の育成と支援体制の確立をについて答弁いたします。

地場産業の育成支援について、町では、平成24年７月に今別町特産品等開発補助金交付要綱を定め､魅力ある特産品等の開発促進のための補助金を交付してまいりましたが、ここ数年は申請がないことから当初予算に計上せず、申請があった場合は補正予算での対応としておりました。

令和７年度については、町内の団体より申請を検討しているとのお話もあったことから、当初予算に補助金を計上し、補助申請に備えているところであります。

また、令和７年度４月の毎戸チラシにて、補助金の申請を希望する団体等の募集を行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　ありがとうございました。

予算計上されているようでしたので、それはそれでいいんですけれども、一旦断念された団体とか個人とか、チラシまいてとか、補助金予算計上したから申請しなさいと言っても、なかなか腰を上げないと思われます。なので、できたら、担当課の仕事が増えて申し訳ないんですけれども、そういう団体に直接声がけとかお願いとか、できれば町長がお話ししていただければ、私が予算つけるからやってくれというような対応を取っていただければ非常に助かるんですけれども。一旦腰を上げさせるために、町長、一肌脱いでいただけませんか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　いや、私が出ていくまでも、議員たちからどんどんＰＲしてくださいよ。今、補助金もつけたということなんですが、それは前の約束でありますので補助金も計上します。ただ、予算に限りあるけれども。追加があれば幾らでもまだ補正予算組みますので。

ただ、今、太田議員の言った話聞いて、一度やってきたけれども断念したという話があったんだけれども、そういう方の情報が私たちのほうに入ってこないので、幾ら私も出向いていくということ、出向いていく相手が分かりませんので、そういうのあればいつでも情報教えてもらえれば､時間の許す限り顔出すようにしますので､お願いします。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　アスクルやなもわ～もでしたか、そういうところに出品されている人とか、そこに働いている人とか、様々な人の情報は、担当課から、こういうふうに業務縮小になったとか出品数が少なくなったとかというのは、おのずと町長の元に上がっていくものだと私は考えています。上がっていかないのはどちらに非があるのかと考えれば、町長の壁が高いのではないかなと私は感じますので、町長のほうから各担当課並びに担当箇所のほうに顔を出して、どうなっていますかという、町長自身が情報収集に当たるのが一番確実で一番手っ取り早いと思われますので、何とか今後時間をつくってやっていただきたいなと思います。これについての答弁は結構です。

次に、町職員の就労状況について。

まず、１点目として、新年度の正規職員数の推移はどうなっているのか、正規職員の数をお知らせください。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　４番太田議員からのご質問、質問３、町職員の就労状況について。

要旨の①といたしまして、新年度の正規職員数の推移はということで、令和２年度からですけれどもよろしいですか。（「はい」の声あり）

職員数の推移ですが、各年度、医師及び再任用職員も含め、令和２年度では69名、令和３年度では61名、令和４年度では64名、令和５年度では60名、令和６年度では60名であります。また、令和７年度につきましては、現時点での見込みですけれども、61名です。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　私は、本当は、正規職員だけの数を本当は追いたかったんですけれども、医師及び会計年度任用職員数も含まれて、（「再任用職員です」の声あり）再任用職員含まれてということだったので。

これ、町の規模とか人口規模とかによって正規職員数の数は制限されてくるとは思うんですが、実際この正職員というか再任用職員等で業務が本当に回っているのか。電算化等々で何ていうんですか、業務効率を上げるとかという名目で、いろんなシステムを導入されていますけれども、何か私が見ている限りでは、システムに縛られて、業務に縛られて、本来あるべき職員の発想、地域のため町のための発想とか、そういうものが何か阻害されているような気がします。そういうことからいって、職員数云々もあるんですけれども、本当であれば、業務体制の見直し、効率化をきちんと図ってもらって対応をしていただきたいなと。私が言うべきことではないとは思うんですけれども、職員の教育といいますか認識の再確認、自分たちがどういう立場に置かれているかというのを町長自ら指導していただきたいなと。町長は行政の大ベテランであって、町の理事者としての経験も豊富ですので、そういう点で、職員とは偉いんではないんだと、町民あっての職員、役場という基本に立ち戻った理念で、職員に指導といいましょうか、接していただきたいなと思います。

その点、町長、今の職員の状況をどう感じているのか。感じている中身を言葉にできるのであれば、言葉にしていただきたいと思います。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　言葉にしてくれって中で、ちょっと太田議員の言っているのがあっちこっち飛んでいった話なので。

まず、職員の人数というのは、今、参事から、今、再任用職員も含めて60人というのが出ています。これがいいか悪いか、これは、その町、村によって、様々取り組んでいる状況の中で、職員数が多くなったり減ったりするというのがあります。今別町で大きく取り組んでいるというのが、除雪は別として、津軽線がこれから止まって、ＮＰＯ法人立ち上げということでＪＲとやっていますが、これは完全に職員が１人もう付きっきりで動いています。副町長も一緒になりながら今やっていますので、この点では非常に人的なものではマイナス１かかっている状態です。そういう中で、今、太田議員の言っ

た60名の職員、そういう中で、やっぱり職員が若いというのが、太田議員と私のいる頃のやっぱり40代、50代の職員が多かった時代と違って、今、30代から40代に行く辺りの職員が多いということで、皆さんがまだオールマイティーになっていない。これから、今、勉強、研さんしていかなきゃいけないという職員がたくさんおりますし、勉強の機会も与えて研さんして、町民のためにも一生懸命勉強していただいて、早くオールマイティーな職員に育てていきたいという思いがあります。

そういう、太田議員といた時代と違って、非常にまだ半分以上が、60人の半分ぐらいが若い職員ですので､その辺を育成して育てていくのがまた私の仕事でもありますので、研修の機会も与えながら、また、いろいろな人事異動によって多くの勉強をさせるというものが一つの手だと思います。

そういう中で、窓口対応も含めながら、一般事務も含めてそうなんですが、昔、我々の頃は、コンピューター１台あれば３人の職員が１人減らせるというような話もしてきました。今はそうでなくて、太田議員言ったように、幾ら機械化されても人が減らないという状況の中でいます。それだけ、県、国から来る文書も細かい書類が来るという、提出書類が多くなっているという、逆に仕事が増えているという状況もありますので、この点では職員も苦しんでいます。そういう中で、何度も言いますが、若い職員が多い中で、私も一緒になって、若い職員を育てていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　ありがとうございました。町長の気持ちは痛いほど分かります。でも、町民は、役場に来たとか、いろんな場所で接する段階で、何か無視されている、軽くあしらわれているという感じを多々受けているようです。

ですので、まず、町民と接するときの態度と言えばいいんでしょうかね、何と言えばいいんでしょうか、それをもうちょっと謙虚な形で接するように口酸っぱくして言ってもらいたいなと私は思います。

その点についてはこれで終わりたいと思いますけれども、次に、パート及び期間雇用職員数の推移を確認したいんですけれども、昨年度採用を控えて、新年度で採用を再開するようなチラシが出たようですので、その経緯をまず知りたいので、職員数の推移を確認します。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　４番太田議員の質問３、要旨の②パート及び期間雇用職員数の推移はについて答弁いたします。

ご質問の職員数は会計年度任用職員の推移についてだと思いますので、会計年度任用職員の各年度の４月１日現在の職員数についてお答えいたします。

令和２年度は39名、令和３年度も39名、令和４年度は35名、令和５年度は32名、令和６年度は29名であります。また、令和７年度につきましては、現時点での見込みですが、32名の予定になっております。

以上です。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　パート職員及び期間雇用職員の推移は、減少していくのは、多分、再任用職員数が増え……、定年者が増えるので、その経緯で相対的にということは一応感じられてはいたんですけれども、職員数も減って期間雇用職員も減ってということで、業務のほうに支障はなかったのでしょうか。その辺、どこかの担当課、事務担当、総務課でも産業建設でもどこでもいいですけれども、支障があったのかなかったのか。感覚の答弁で結構です。お願いします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　支障がないといえばないとも言えない部分があります。正規職員は、さっき話したように、再任用も入れて60名というのは大体同じ推移で来ています。会計年度職員については、今、若干減らしている中でおります。それで、正規職員、再任用を入れて60名という中で私はやっていけるという判断に基づいて、ずっと会計年度職員の事務職員も減らしてきていたんですが、今、太田議員が最後に言った、今、急遽また事務職員３名の募集を出しました。この経緯は、やっぱり職員が、緊急の場合という形で、今、募集したんですが、やっぱり職員の中でも何人か体調崩して長期療養に入っているという方がおりますので、その分の、今、形で３名の募集をしたところです。まず、そういう状況の中で緊急に今募集したのが３名という募集です。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　今、町長が言われたので言いますけれども、体調を崩したりということで就労できない正規職員もいらっしゃるようですので、そういう方が統計上は職員の数として載って、実質業務ではゼロという形なので、そういうことを、一般の人たちというか外から見る人たちは、何で増やすんだとか、何でこんなに必要なのだという

ふうな疑問を多分抱くと思います。長期休養されている職員についても、一定期間は身分保障がされて給料も出ます。そういうことを踏まえて、説明責任は我々にも町長にもあろうかと思います。その点を踏まえて、就労不能な職員がいるから募集するんだというのを大きい声では言えないと思いますし､言うべきでもないと思いますので､その点、チラシを出す前に、こういう事情でこうだからというのを、我々議会のほうにでも、多少なりとも事前説明というか事前の考えを知らせていただければ本当に助かるなと。ずっと昔から言われているのが、職員募集してもどうせ決まっているから応募しないというのがいまだに聞こえます。それを払拭するためにも、いろいろ聞かれれば、応募しなければ採用にならないんだよというふうに私は言っています。ですので、応募者が多くて困るような状況にならなければ、適正な人材を雇用するということにつながらないと思いますので､そういう誤解を招かないような人員募集を今後お願いしたいと思います。

最後に、外部委託業務及びその人員数は適正なものか把握しているのか確認します。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　４番太田議員からの質問３、要旨の③外部委託業務及び人員数はについてお答えします。

現在、町では、道の駅及び総合体育館、屋内駐車場や海峡の家ほろづきについて管理運営を委託し、学校給食センター調理及び配食サービスについては業務委託しております。

当該委託における人員については、令和６年４月１日現在で、道の駅12名、総合体育館７名、屋内駐車場２名、配食サービス業務３名、学校給食センター調理員４名、海峡の家ほろづき３名であります。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　人員ありがとうございました。

人員はそれである程度十分だと思うんですけれども。ここで、業務委託に関して、様々な物品の値上げとか、それから賃金の値上げというんですか、高騰という、そういうことがあって、委託内容と委託業務の金銭的なバランスが、令和６年度は非常に微妙じゃないかなというふうに私は感じています。その点、委託されている方々から何か声は届いているんでしょうか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　基本的に委託業務ですので、こちらでこの業務やってほしいということで契約している状況です。あとその運営方法とか、それぞれの受託した会社の運営の体制によるところだという認識でいるので、幾ら燃料とか高騰部分とかについては多分社内での体制の話になると思うので、なかなかこちらからどうのこうの言うことはないんですけれども、実際、委託先から毎年報告書受けております。そういった中で、その場で、例えば、今、太田議員おっしゃられたように、実はこうでしたとか来年度こうしたいという、そういう協議をした中での来年当初予算に反映させるとかその協議しているところでございますので、また、先ほどありました賃金等についても、最低賃金下回っていないのかとかそういうところは確認しております。当然賃金も上がってくれば上がってきておりますので、その点、今回、当初予算では、若干委託料のほうは予算のほう増えている状況でございます。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　ありがとうございました。

実績要望の段階で、値上げというか、そういうのをきちんと要望されて、それに町のほうで対応されているのであれば、特に私のほうから言うことはないんですけれども、古い話で申し訳ないんですけれども、かもめ作業所とかの社会福祉協議会も、早い話、町の機関ですよね。そこで働いていた方の最低賃金とかが当時の最低賃金を下回っていたとか、そういう、町で社会福祉協議会のほうに委託していて、早い話ほったらかし、内部の報告も十分に受けていないと。そういう段階で、何年か最低賃金を下回った雇用があったということがあるので、今年みたいに急激に物価が上がったり賃金が上がったりということで、対応が後手になっていないかという意味で一応確認したところであります。

ここの外部委託の中で、一番最初にも言いました除排雪のことになるんですけれども、一部、これうわさでしかないので、ここで言っていいのかどうか分からないんですけれども、除排雪業務を町でなく業者のほうに外部委託するような話をされました。それは本当ですかと言われたので、そういうことはないと思うと、重機もあるし、職員もいろいろ対応して大変に、季節雇用職員数の補充についてはお願いするつもりだけれども、除排雪の外部委託は多分ないと思うというふうに私は言ったんですけれども、このうわさについて、町長からちょっと答弁お願いしたいんですけれども。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　その話、私もちょっと耳に入りました。今、今年の冬の除雪体制等についてのいろいろな話の中で、私、昨年から役場職員、産業建設の職員が重機に乗ったり排雪したり旗持ちをやったりという形を、こういう体制はやめなきゃいけないと。こういう中で、やっぱり全て昔みたいに業者に全面委託という形取らなきゃいけないよと、毎日職員が重機乗ったりオペレーターやっていて駄目だよということで話して、令和７年度は、今までやっている、３工区をやっている業者の方と、４月早々から話をして、町の今持っている重機やダンプなどを貸出しするなりして、全面的にもう業者のほうにお願いしようと、そういう話でもう業者と話合いをしてくれというのを担当課に話しております。その話がどういう形で行ったのか、今、太田議員言ったような、そういう話に私も聞こえてきましたので。ただ、今、職員がやっている業務を、今までの昔の形の業者に全部委任したいというのが私の考えであります。基本的には職員にオペレーターとか重機に乗せるという形は取りたくないということで、思いで、今、令和７年度いきたいなというのが今思っています。その話がどういうわけか外部委託という言葉なったんだなと。だから、そういう形でした。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番(太田英一君)　町長は外部委託はしない方向で考えているということでしたので、これ、除排雪に頼まれている人たちとか、それから、バスの運転とかなんとか様々な業務に携わっている人たちが、町の基本方針がまず全て外部委託、外注になってしまえば、自分たちの身分とか自分たちの仕事が保障されないというか、そういうことになりかねないという危惧からだと思います。また、せっかく町のほうで重機なりなんなりを買って設備しているので、町長の言われることも分かるんですけれども、迅速な対応のためには、主業務は町で行って、人員確保を業者のほうに委託するとか、そういうことは可能ではないかと思うんですけれども。重機とか車両とかの管理まで業者のほうに委託とかなんとかということはしないようにしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　すみません、舌足らずでした。

　今、太田議員の話で気がつきました。今、冬期間頼んでいる単年度の除雪体制の人たちいますね。ダンプも重機もオペレーターもやってもらっています。その部分は崩さな

いでいきたいし、そういう分は、緊急の堆積場所の雪等は、町の中で雇用している冬期間の職員にやらせながらという考えでは、それは変わっていません。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　はい、分かりました。よろしくお願いします。

それからあと、ついでのお願いなんですけれども、除排雪の旗持ちといいますか、その人たちも同じく期間雇用しておけば、臨時のときに対応できる人員に含まれるんじゃないかと思うので、そういう人も、旗振りも本当は資格要るんですけれども、資格持っている人とかも多分いると思うので、そういう人たちも、きちんとその期間雇用の中に入れて、今後の対応に当たってほしいなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ありがとうございます。

私、今、太田議員言った旗振りの話もしたので、交通整理のほうね。それもやっぱり、そういう人たちはやっぱり講習を受けて資格を持っている人が従事するというのが基本です。夏も冬も。ですから、今、職員が、去年もおととしも、職員が道路について通行止をかける旗振りしているんだけど、あれはもう違反に値するような部分ですので、ぜひ、今、太田議員言ったように、冬期間頼むオペレーター等は当然としながら、そういう交通整理の人も、やっぱり資格を持った人、資格持っていなければ採用してから受講されるという手もあるので、それやれる人がいるかどうかも分からないんだけれども、そういう形もまた考えていきたいと思います。

○議長（本郷良克君）　太田議員。

○４番（太田英一君）　ありがとうございました。ぜひそういう対応で新年度は進めていただきたいなと思います。

以上をもって私の質問終わります。

○議長（本郷良克君）　４番太田議員の質問終わります。

暫時休憩します。

開会は１時５分から。

午前１１時５１分　休　憩

午後　１時０４分　再　開

○議長（本郷良克君）　休憩を解いて会議を再開します。

５番田中議員に質問を許します。田中議員。

１．大川平上町農業用水路について

要旨①老朽化に伴い水漏れ箇所がありますが今後の対応を伺う

２．大開地区水路について

要旨①土側溝の箇所がありますが今後の対応を伺う

○５番（田中哲也君）　午後もよろしくお願いいたします。５番田中哲也です。

私からは、大きく分けて質問２つになります。

まず１つ目は、大川平上町地区農業用水路について。質問要旨といたしましては、老朽化に伴い水漏れ箇所がありますが今後どのような対応を行うかであります。

質問２については、大開地区水路について。質問要旨としては、土側溝の箇所がありますが今後の対応を伺うとなっています。

初めに、大川平地区上町地区農業用水路についてお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　５番田中哲也議員より、質問２つ出ております。

まず１つの大川平上町地区の農業用水路について、２つ目として大開地区の水路についてと、２点出ておりますが、まず担当課長のほうから答弁し、その後、必要に応じて、私、再答弁しますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

５番田中議員の質問１、大川平上町地区農業用水路について。

要旨の①として、老朽化に伴い水漏れ箇所がありますが今後の対応を伺うについて答弁いたします。

大川平上町地区農業用水路につきましては、整備からかなりの年数が経過し、老朽化が進んできております。今回ご指摘をいただきました水漏れ箇所につきまして、現地の確認に参りましたが、積雪により状況の確認ができなかったため、雪解け後に再度現場の確認を行い、必要に応じて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　田中議員。

○５番（田中哲也君）　答弁ありがとうございます。

最近、日本各地で配管の老朽化に伴い、陥没事故が多々発生している状況です。上町地区の農業用水路についても、もう60年以上経過しています。それに伴って老朽化し、ひび割れなのか、何ていうの、水路のつなぎ目からの水漏れなのか、確認するのは非常に困難と思われますが、水漏れしているその用水路の下側のほうに住居を構えている人たちが、一年中湿気取りをしていなきゃいけない状況だと。水漏れによって。そういう状況がありますので、常に水が流れている状況なので、水が少ない時期など、農業の田んぼの人たちに邪魔にならないようなときに大々的な検査をしていかなければなかなか見つけるのも難しいのかなと思いますが、何とか、水漏れしている近くの住民たちが安心・安全に今後暮らしていけるような対応をしてほしいなと思いますが、雪解けしてすぐ農繁期が来ますので、なかなかその辺はまた対応が難しいと思いますが、その辺、時期的なものとか分かりますか。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　田中議員ご指摘のとおり、もう雪解けも進んできておりますし、すぐ農業のほうも始まるタイミングではございますが、ご指摘の箇所については定期的にというか、通るたびに確認をしておりますので、まず、今の雪がなくなり次第まず１回確認をして、その上でその後の状況確認しながら、農作業のほうの状況も見ながら対応していきたいと思います。

○議長（本郷良克君）　田中議員。

○５番（田中哲也君）　よろしくお願いいたします。大川平の上町地区だけじゃなくて、今別町内、結構老朽化が進んでいる箇所があると思います。その辺も頭に入れながら、今後対応をお願いいたします。

１つ目は終わります。

２つ目の大開地区の土側溝の箇所がありますが、今後の対応について答弁お願いいたします。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　よろしくお願いいたします。

５番田中議員の質問２、大開地区水路について。

要旨の①として、土側溝の箇所がありますが今後の対応を伺うについて答弁させていただきます。

大開地区の水路につきましては、令和７年度の採択を目指している今別地区圃場整備事業の中で整備を行う予定となっております。圃場整備の中で整備が行われない部分につきましては、圃場整備事業の進捗を確認しながら必要性を判断し、整備を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　田中議員。

○５番（田中哲也君）　答弁ありがとうございました。

令和７年度の圃場整備に伴ってということなんですが、上部のほうの土側溝で、下のほうに、国道のほうに近づいてくると側溝が入ってくるんですけれども、大雨など災害があれば、その上部のほうの土側溝の土砂が崩れて側溝を塞いで、水があふれたりしている状況であります。なので、なるべく早い対応をお願いしたいんですけれども、その令和７年度の圃場整備も、今どの地区からどういった工事が始まるかというのがまだ正式に分からないと思うんですけれども、その状況を見ながらその整備をお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（本郷良克君）　遠田課長。

○産業建設課長（遠田剛洋君）　圃場整備事業につきましては、今別地区でも令和７年度に採択になると、そこから５か年ぐらいで進んでいくと思うんですが、確かに地区ごとに順番が決まってくると思いますので、その状況を見ながら対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君）　田中議員。

○５番（田中哲也君）　ありがとうございます。今の予定では大開地区が、最初に工区が入る予定ではあるとは思いますが、なかなかこの土側溝というのは難しいもので、どれぐらいの雨が降ってどういう災害が起きるかというのが読めないと思います。なので、早い対応を、圃場整備がたとえ後回しになったとしても、早い対応をお願いしたいなと思います。

この２つの質問に関しては、いずれも水害が起こり得る質問であります。町民が安心・安全に暮らせるような水路の確保、また、漏れた箇所による、町民が安心して暮らせるような設備を、町のほうでも、大川平地区だけじゃなくて、全ての今別町内の用水路または側溝の確認を、多々古いところも出てきていると思いますので、確認をして、直せるところは直す、直してほしいなと思いますので、よろしく対応お願いします。

町長、どうですか。最後に、その側溝とか、水漏れ箇所の側溝について答弁お願いし

ます。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　今話されたように、今の側溝だけじゃなくて、町内どこも、今、農水路のところも非常に傷んでいる部分あります。２年前の災害でも非常に水路があふれた部分もありますので、それ、今、担当課長が言ったように、地区を見ながら、随時、圃場整備でやれるのはそれでやっていくし、そういうのは対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　田中議員。

○５番（田中哲也君）　あちこちの水路を見ると、水の出だしが細くて途中から広くなったり、その逆があったりします。なので、水が逆に大きい水路から狭い側溝の水路になると、当然水もあふれやすくなってくると思うので、今後の計画として、そういうのがないように計画をして進めていってほしいなと思います。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（本郷良克君）　５番田中議員の質問終わります。

６番小倉議員に質問許します。小倉議員。

１．町の町有財産の取扱いについて

要旨①この質問の経緯について

要旨②顛末書について

要旨③行政処分は適正であったのか

要旨④話し合いでの行政の対応について

要旨⑤これからの町有財産の管理について

○６番（小倉潤二君）　６番小倉潤二です。

今日最後の質問となります。少し長くなると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、私から、質問事項といたしまして、１点です。町の町有財産について、町有財産の取扱いについてですね。あと、要旨といたしまして、５つあります。

まず１つ目に、この質問の経緯について私のほうから言いますので。それで、質問も若干加えていきます。

２つ目に、顛末書について。

３つ目に、行政処分は適正であったのか。

４つ目に、話合いでの行政の対応について。

それから、最後に、これからの町有財産の管理について、質問していきます。

まず、初めに、①といたしまして、この質問の経緯について。まず、皆さんに、この質問が何なのか、多分理解できていないと思いますので、まず簡単に、この経緯を説明いたします。それから、これからの質問に出てくる業者については、被害を受けた業者をＡ業者と呼びます。そして、問題を起こした業者をＢ業者と呼びますので、その辺よろしくお願いいたします。

まず、この質問の経緯について、ちょっと説明いたします。

昨年10月末にかけて問題を起こした業者であるＢ業者が、町の町有地である山崎地区内の山土採取場所から、町有財産を無許可で土を持ち出したといった事案があったようです。ちなみに、この場所は、被害を受けたＡ業者が、山土採取のため、町のほうへ売渡し許可書を申請し、整備した場所です。

今回の質問は町民の皆さんにもこういう問題が起きているんだということを知っていただきたいと思い、質問いたしました。

総務課長、実際こういう問題が発生していることに間違いありませんか。

○議長（本郷良克君）　一番先の。（「答弁に入るか。」の声あり）いいの。（「ああ、先に町長から」の声あり）いやいや。何も、１番の要旨出て、ずっと、２番、３番、４番って行かないの。行かないでやる。（「２番、３番はこれからずっと進んでいきますので。今、質問要旨だけ言って」の声あり）それで行ってもいいんだけれども、要旨の①②③④って聞くから、今、①番なので、答弁してもらう。全部、要旨言ってください。（「要旨言っている。言っているの」「今、１回、質問要旨５つ全部読みましたので。まず町長のほうから」の声あり）

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ただいま６番小倉潤二議員より、質問１として、町の町有財産の取扱いについて。そして、要旨として、１つ目がこの質問の経緯についてというものでありました。各要旨については担当課長より答弁し、必要に応じて私から答弁しますので、よろしくお願いいたします。（「はい、議長」「いやいや、もう１回聞き直す。聞き直す」の声あり）

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　総務課長、実際のこういう問題が発生していることに間違いありませんか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　よろしくお願いします。

６番小倉議員からの質問１、町の町有財産の取扱いについて。

要旨としてこの質問の経緯はということで、先ほど小倉議員から、この事案についてご説明ありましたけれども、町有財産である山崎地区の山土の無許可での採取・搬出の事案でございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　間違いないと捉えていいですか。はい。

それでは、初めに、町長にお聞きします。

まず､あなた個人の金銭を含めて､財産を断りもなしに持ち出されたらどうしますか、町長。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　それについては、許せないと思います。（「もう一回」の声あり）許せないと思いますよ。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　許せないという言葉、ちょっと意味分からないんですけれども。まず普通なら、警察に被害届とか盗難届出しますよね。

副町長、あなたにも同じ質問。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　個人の財産であれば、そういう対応すると思います。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　分かりました。お二人とも、今の答弁忘れないでくださいね。

総務課長にお聞きします。

12月議会で、同僚議員から、町有財産について質問がありましたが、それに対して、細かいことはいろいろありますといった答弁がありました。私、この答弁聞いたとき、え、この問題が小さい、細かい問題なのと、という記憶があります。当時既に起こっていたこの事案で総務課長と何回か話をした経緯がありますが、この問題が細かい問題な

ら、一体どういったことが大きい問題なんでしょう。また、細かい問題の基準はどこに置いてあるんでしょうか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　１２月議会が終わった後、小倉議員、今おっしゃられたとおり、何回かお話しましたけれども、確かに、すみません、議事録見ました。細かいという言葉使っておりました。まず、そこは訂正したいと思います。行政財産、当時の質問ですと、行政財産の取扱いについてということで、今回の事案だけ取り上げたものではなく、町全体の行政財産の話ということで捉えて、その中ではいろいろ町有財産がありますので、そういったところに対してのことも含めた形で「細かい」という言葉を使ったと思います。ただし、その細かいは適切でなかったのは、私も承知しました。

今回の事案について、じゃあそれは軽いというか、小さいものなのかというところでいくと、私、当時、細かい諸問題という言葉使ったと思います。諸問題ということなので、非常に難しい問題という意味もありますので、そういった言葉で答弁したところございます。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　その辺は分かりました。

ただ、この問題は、あなた方が考えているような単純な問題ではない。ありません。それに、行政の問題で、小さいとか大きいとかないと思います。問題をはかりにかけるような考えを変えていかないと、これからの業務にも支障が出てくる可能性があります。

改めてお聞きします。今回のこの問題、小さい問題ですか。行政の立場でお答えください。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　先ほど言いましたけれども、この問題に関しては非常に難しい問題として捉えているところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、今、訂正したんですけれども、１つの言葉が問題を大きくさせる可能性が大いにあります。お互いに言葉には気をつけたいものです。

この行政の町有財産については、これまでもあまり問題視されなかったように思いま

す。私がこの問題に無関係であったなら、うやむやにされた問題だったように思います。

この経緯については、これで終わります。

次に、２番目としまして、顛末書についてお聞きします。

まず、顛末書について、あまり聞き慣れない言葉なんですけれども、その意味をちょっと今説明します。

その意味とは、業務で発生した、この業務というのは仕事ですね、仕事で発生した事案について起こった原因、経緯、再発防止等について、正確に、客観的に、分かりやすく報告するための文書です。報告です。

この顛末書に虚偽の内容を書いて提出したとすると、問題に真剣に向き合っていないことになり、ただのうそつきになります。そして、この顛末書を受理した行政は、この業者に見下されていることになりますと書いてありました。

確認のためお聞きします。

この顛末書は、２回目の顛末書のはずです。１回目の顛末書は、なぜ差し戻したんでしょうか、総務課長。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　これは要旨の②ということでよろしいですかね。

（「ええ、そうです」の声あり）

６番小倉議員からの質問１、要旨の②顛末書について。

顛末書の提出は１回であります。正式に社印を押印し提出する前の確認の依頼がありました。内容を確認しましたが、山土の使用目的や採取・運搬方法等が記載されていなかったことから、それらを記載した上で提出するよう指示したところでございます。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ちょっと最初の言葉聞こえづらくて分からなかったんですけれども。行政のほうで顛末書提出してくださいという、そういうこと促したはずなんですよね。間違いありませんね。そういうことは、１回目持ってきたときは、もう押印、捺印されていたんでしょう。じゃあ２回目になるんじゃないですか。（「押印、捺印はありませんでした」の声あり）なかったと。社印とかなかったということですか。中身的にも、顛末書にしてはちょっと駄目だということで、もう１回書き直しを求めたということですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　今、小倉議員おっしゃられたとおり、最初、提出する前ですので、その業者の社印が押されていないもの。それで、こちらのほうに確認来ました、これでいいかと、初めて出すものだということで。ただし、その中身が、小倉議員の先ほど質問にお話しした、使用目的とか、あと採取・運搬方法等、そういった細かいことが記載されていなかったので戻しました。改めてそれを記載して出すよう、指示したところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　そうすると、行政のほうでひな形みたいなものを一応書いて、やり取りしたということですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　そういったひな形、こちらで準備したものではございません。あくまでも、向こうから来たものに対して、不記載等ございましたので、差し戻したというか戻したところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　それでは、今もう、顛末書はもう提出されてあるんですよね。じゃあ、その顛末書の内容、ちょっと説明お願いします。正確にお願いします。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　そうすると、全部読み上げるということ（「はい」の声あり）でいいですか、はい。

提出されたのが令和６年11月28日です。会社名、代表者住所が記載されております。

顛末書。

このたび発生した弊社による未申請の状態で山崎地区土取り場からの山土採取・搬出したことにつきまして、ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

今回発生した事象につきまして､原因と今後の対応を併せて下記のとおり報告します。

１、発生日時。令和６年10月25日、令和６年11月１日。

２、内容。山崎地区土取り場から、適切な手続をせず、山土を盛土材として使用するため、大型ダンプ30台採取・運搬。

３、使用目的。当社で工事を行った際に、発生土や資材の仮置きヤードとして使用する目的で借り地した土地を返却する条件として、表面に山土を盛土整地するというもの

であった。

４、発生原因。以前は、山崎地区土取り場から山土を採取する場合、採取後、山崎地区に申請する取扱いであったが、山崎地区から今別町役場に山土採取に関する手続等が移行されていることの情報が社内で共有されておらず、以前と同様に山崎地区のままだと本件担当者が判断し、重機運搬車に指示し、バックホンで山土採取を行い、大型ダンプ２台を使用して運搬を行った。

５、再発防止。申請届出所在等に変更があった場合は、社内で情報を周知徹底し共有することで、誤認識をなくすよう努める。

以上であります。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ありがとうございました。

この内容を聞いて最初に感じたのは、この業者が作った文書でないように思えたことです。あくまでも私が聞いた感じです。

冒頭でも申し上げましたが、顛末書は、こういった事案を引き起こした業者が、正確に真実を報告する文書です。ここに、刑法72条虚偽申告罪というものあります。ちょっと読み上げますね。よく皆さん覚えておいてください。

罰則第14条、第12条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

２、法人の代表者または法人もしくはその代理人、使用人、その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しての同項の刑を科すると、こういう内容です。

まず、解説いたします。

この第１項、違反をした行為者を罰する旨の規定である。経済産業大臣は、第12条の規定により報告を求める場合は、報告を求める事項とともに当該報告すべき期限を明示するものであるが、第１項の「報告をせず」とは、この報告をすべき期限までに当該報告をしない場合をいう。虚偽とは、一般には、客観的な事実に対して、真実または真正でないことをいうが、意識的に不真実または不真正ならしめる場合をいうことが多い。したがって、例えば認定計画につき変更の認定を受けることなく内容の異なる事業を行っている者が、第12条の規定による報告徴収に対して、当該認定計画に辻褄を合わせ、客観的な真実の事実に反することを認識して報告をした場合には､虚偽の報告をしたと、

という場合に該当します。報告が法人の代表者名によってなされる場合でも、真正な報告徴収を担保するため、行為者をも処罰することとしている。

２項の解説です。違反行為をした者のみならず、違反行為をなさしめた法人または人、この「人」とは事業者、事業主です、人に対しても同様の罰金を科する旨の両罰規定である。

まず、これを覚えておいてください。後でまた出てきますので。

続いて、今聞いた顛末書の内容なんですけれども、不自然な部分が数か所ありましたので、繰り返します。

まず、顛末書の頭に報告してあった「このたび発生した弊社による未申請の状態」、普通こういうのは、普通の業者とか我々使わないんですよね。普通だったら無許可とかそういう言葉で、こういう顛末書に書くはずなんですよ。これを未申請の状態。どう見ても聞いても、役所で考えたような文句になっているんですよね。

次に、「今回発生した事象につきまして」、これはひな形も例で挙げているので、この文字もいいんですけれども、普通だったら、「今回発生した事象」なんて使いません。「このたびの件について」、そういうふうに文章行くはずなんですよ。

まずこの２点、頭の部分で腑に落ちないところがありました。

次に、発生日時。課長のほうから、令和６年10月25日と、それと11月１日。これ２日の運搬の日にちになっていますよね。これ実は、10月25日ではなく10月26日です。これはもう確実分かっていることです。11月1日は、これはちょっと私、この現場に行った日が11月11日で、もう作業終わってしまっているため、ちょっと確認できませんでした。

次、内容ですね。内容はダンプ30台、これは自己申告のため、ちょっとここのところも定かではありません。

次に、使用目的ですね。この使用目的、仮ヤードとして使用する目的で借り地した土地、これも普通の我々使う言葉じゃありません。借り地というのは、借りた土地なんですよ。それをあえてまたその語尾のほうに土地をつけるんですよね。これは行政でよく使う言葉なんですよ。借り地した土地、借りた土地をまた借りたと、そういう言葉はないんです、これ。分かりますか、課長。借りた土地を借り……、またさらに土地と書いてあるんですよね。これはもう使いません、普通の人は。何か行政のほうでひな形みたいなものを渡して書かせたような、そういう感じを受け止めました。

次に、発生原因。ここが一番の問題です。この発生原因、以前は山崎地区土取り場か

ら山土を採取する場合、採取後に山崎地区に申請する取扱いであったと。まず、この申請なんですけれども、申請と、申請の意味、課長、ご存じですか。申請とは、土を採取する前に、例えば役場のほうに申請する。そういう場合に使うんですよね、普通は。ここの顛末書の発生原因では、山崎地区に申請とあるんですけれども、本来、この山崎地区に、もしここが山崎地区の管理であったならば、申請じゃないんですよね。山崎地区に、ノートに記載なんですよ。それ、課長ご存じですか。当時、山崎の土取り場から持っていったものに関しては、申請じゃないんです。ノートに記載するんですよ、台数を。まずこの業者が一番ここの場所を利用している。利用しているので、一番よく知っているはずなんですよね。申請じゃないんですよ。ノートに書くんです、台数を。そういうことやっていたんです。ですから、例えば、10台運んでも５台とかになる可能性もあったはずです。分かりませんけれども。それは、課長、同じ地区の人なんですから分かっていると思うんですけれども。ここはもう完全に間違っていますね。申請は駄目なんですよ。書き方駄目なんです。分かりますか、この意味。申請じゃありません。これも私から見れば、行政の言葉に思います。

次に、「山崎地区から今別町に山土を採取に関する手続等が移行されている」。これも、普通の人はこういう文章書きません。普通の人ならね。移行されているとの情報が社内で共有されておらず、以前と同様に山崎地区のままだと本件担当者が判断し、重機運転者に指示しバックホーで山土を取ったと、ダンプ２台使って運搬したとありますが、共有されていないって、これ考えられますかね。私は考えられません。いいですか。重機２台ですよ。重機２台ということは、積む場所にも置かなきゃ駄目だし、下ろす場所にも置かなきゃ駄目です。重機２台。ダンプ２台で運搬したと言っていますので、ダンプ２台。それに係る人が４人。プラス、担当者が１人でしょう。全部で最低５人使っているんですよね。そうすると、四、五十万円、黙っていてもかかりますよ。これを会社が共有できていないというの、変じゃないですか。誰が聞いても変でしょう、これ。私は、ちょっとこれ考えられません。矛盾があり過ぎます。

まず、この内容では、会社ぐるみの、何ていうの、この仕事だと思われても、私は仕方ないと思います。完全に虚偽の報告のように、私は思います。

ここまでで何か答弁ありますか、総務課長。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません、私、山崎地区なんですけれども、そ

の山土の手続という点については存じていませんでした。どういう手続するのかというのは、私、知らなかったので、今、初めて知ったところです。

小倉議員がおっしゃられるとおり、この文書そのものが、何かこう聞くと、我々がこういうふうに作れよと指示したような感じの話ですけれども、そういうのは一切ございません。今この世の中、多分、どうなんですか、これも臆測ではありますが、インターネットで調べたか何かして、こういうふうなのを作っていることもあり得ますし、こちらから指示するというのは、何のために指示するのか、まずそこが行政として理解できません。顛末書なので、小倉議員おっしゃられたとおり、経緯とかそういったもろもろを、真実を書くのが顛末書であるので、そこを我々指導の下書くというのは、まずそもそもあり得ないことだと思っています。

その後、何ていうか、専門的なところで、例えばバックホー、小倉議員、２台と言いましたけれども、ここに書いているのは１台になるのかな、多分、バックホーの台数書いていないですけれども、あと大型ダンプ２台とかというのは、実際現場もちらっと見に行ったんですけれども、じゃあどれぐらい取ればこれぐらい減るというのは、ちょっと私たち素人では分からないものですから、これに書いてあるイメージで、じゃあここが違うんでじゃないかというのは、はっきり言って何ともいえなかった部分あります。実際、じゃあこれぐらい取ればどれぐらい削られているのかという部分ですね。そういった部分とか、現場見ても、ちょっとどこなのかなというところは実際ありました。

あと、日付についても、我々確認したのがこれから数日後の話だったものですから、実際、じゃあ25日、行政側で、じゃあそこに誰かがいて確認できたかといえば、そこはできなかったので、あくまでも、この顛末書を出す前に、この事業者の代表者の方に役場に来ていただきました。こういう事案が発生しているけれどもどうなんだと、まず聞き取りして、ただ聞くだけだとあれなので、やはりこれは顛末書という形で出していただかねばならないということで、顛末書は役場側から求めたものでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、行政のほうからひな形みたいなもの出して書かせたと、それは私のちょっと思い違いかもしれませんけれども、ただ、文章そのものが、私ももうパソコンで随分調べたんですよ。顛末書の書き方とか、どういうふうに書くんだと、そういうのを調べたんですけれども、こういう事例についても書いてあるところあったんです。でも、こういう言葉は使っていないんですよ。使わないんですよ、実際。これは

私の勘違いでしょう。ただ、行政のような言葉で書いてあったので、もしかしたら、課長のほうでも誰でも、Ｂ業者に、こうして書くんだよとアドバイスとかしたかなと思って、私、聞いたので。もし、これ業者のほうにアドバイスとかしたものであったら、顛末書とは、もう本当は意味がないんですよ。もう、そのやった、起こした業者の気持ちを知りたいために、顛末書というのを報告させるはずなんです。まあ、それは、私のちょっと思い違いであったかもしれません。

それでは、続きまして、この問題を起こしたＢ業者は、令和５年に、総務課長のほうから、行政財産の売渡し許可書を、許可を申請していると、私、聞いていました。これは間違いありませんね。令和５年です。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　令和５年はありました。はい。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ということは、この場所が令和５年に出してあるはずなんですよね。この場所が町有地であって、町有財産であることを認識して、山土の採取のため、役場のほうに許可申請をしたと思います。ということは、分かっているんですよね、町有地であって町有財産であること。

さらには、昨年、この場所で、昨年ですよ、同じ年ですよ。昨年、この場所で、ブロック製作のために、この場所を町から、町有財産の使用願を申請して、土地を借り上げて、この業者はブロックの製作をしているんですよ。確実にこの業者分かっているはずですよね。

それで、顛末書の中身を見ると、共有されておらずだ。何ですか、この文句。ちょっと考えられないんですよ、これ。

何よりも悪質なのが、この現場は、Ａ業者により搬入路も整備され、周りの草刈りもされ、この山土を取るために木の伐採までしているんです。誰が見ても、どこかの業者がこの山土を取るために整備しているんだなということは、一目瞭然なんですよ。小学生でも分かります。本当に。この小学生でも分かるようなことを顛末書に書いて、行政のほうに提出したんですよ。私は、これは本当に悪質で、本当に遺憾です。もしこのことが虚偽の報告だとすると、この顛末書の最後に書かれてある、この原因の究明もされません。虚偽の報告になります。

これを受け取った行政も私はいかがなものかと。これ、納得して受理したんですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　今、小倉議員おっしゃられたとおり、このＢ業者に関しては、今回の事案が発生する前も行政財産の使用願が出ているのは、こちらも承知しておりました。ですので、このＢ業者の代表者の方に聞き取りした際も、以前も申請出していますよと、何でこういうこと起きるんですかというのは、こちらも確認しました。ですので、きちんとその点について、こちらのほうに、顛末書できちんと原因ということで記載するようしたんですけれども、実際こういうふうに来たので、これはあくまでもＢ業者の中での話ということで捉えていました、そこは。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　課長、おかしいでしょう。令和５年、去年、一昨年にも申請しているんですよ。同じ年、去年にも、役場のほうから許可もらって仕事しているんですよ。これを受け取ったというの、私、ちょっと腑に落ちないんですよね。共有できていない。そんな問題じゃないでしょう。40万円も50万円もかけて、会社の中で共有できていないの、誰が考えたって変でしょう。どうするつもりですか、この顛末書は。あとは最後にまた、この顛末書の最後には言いますけれども。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　先ほど言いましたけれども、行政、我々のほうも、以前使用しているというのは承知して、そういうこと、おかしな点あったので、そこについては確認して、なぜ今回こういう事案が発生したのかというところを確認、追及したんですけれども、実際来た回答がこういう回答でした。ただ、それは、あくまでもＢ業者の中での体制の話であって、我々がそこまで追及する話ではなかったのかなということで捉えて、これをそのまま受けたところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まあ、いい、いいとは言いませんけれども。まず、この顛末書、私はもうこれ、ちょっと腑に落ちないんですけれども。先ほど読み上げた刑法第172条ですね。第14項第１項に、虚偽の報告をしたという場合に該当する行為者を処罰できるとあります。また、第２項に、違反行為をしたのみならず、違反行為をなさしめた事業主に対しても同様の罰金科することの旨の両罰規定というものがあるんです。

　これまでの話の内容からして、この顛末書は虚偽の報告が多いようです。この172条適用されるんじゃないでしょうか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　先ほどからお話しさせていただいていますけれども、実際、その業者の代表者を呼んで聞き取りして、そこで顛末書を求めたところでございます。実際、その顛末書の真偽について我々がどう判断するかというのは、なかなかできないことだと思うんですよ。ですので、あくまでも、それは業者のほうが、その刑法なり、もし存じているのであれば、そこはそういった偽りのない顛末書を出すものだと思っていますけれども、どうでしょう。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ですから、私が言っているのは、この顛末書は絶対うそなんですよ。絶対。虚偽の顛末書なんです。町長。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　小倉議員が虚偽の顛末書と言っているんだけれども、私は、この文書を、今、太田参事も言っているけれども、受け取った時点で、その顛末書というの、虚偽の顛末書という考えはありませんし、顛末書の内容も、会社がそういう文面にしてきたので、私は受理しました。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ということは、この会社の顛末書、報告書ですね、信用したわけですか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　来た以上は、そういう形です。はい。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、あまり時間もないことですし、とにかくこの顛末書の内容、全てとは言いませんが、ほとんどが事実でない文章のように私は思います、私が、私は。まず、この顛末書、もっともっと精査して、行政として慎重に取扱いする必要があったのではないでしょうか。もしできるのであれば、新たな顛末書提出させていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　この顛末書を私は受理しております。新たなものということは、今のところ考えていません。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　今はそうやって答弁してもいいんですけれども、後でまた戻って、この顛末書になるかもしれませんので。まず、顛末書については、これで終わります。

次に、行政処分についてお聞きします。

まず、町長ですね。Ｂ業者からの今の顛末書の内容を見て、Ｂ業者に処分をされたと伺っていますが、何を根拠にどういった基準で処分されたんでしょう。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　６番小倉議員からの質問の要旨③、行政処分は適正であったかということ。今回の処分については、弁護士及び県に相談し、いただいたご意見を参考に決めたところであります。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　最後の語尾、ちょっと聞き逃したので、もう一度お願いします。

○町長（阿部義治君）　弁護士と、それから県と相談して、いただいたご意見を参考にして決めたものであります。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ということは、町長の考えでこの処分を決めたと判断してもいいですね。（「もう１回」の声あり）町長の判断でこの処分をしたと。それで判断してもよろしいですね。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　私一人の判断ではなくて、弁護士と県、そしてまた我々幹部職員も入れながら協議し、決めました。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まあそれはそれでいいです。

次に、行政として、町有財産を盗まれたという認識ありますか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　盗まれたという表現されましたけれども、私のほうでは、無断で持っていったという形で、法的な手続をせずに持っていったという認識でおります。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　持っていったということは、盗まれたということですよね。許可も出していない。ただで持っていったんだから、盗まれたというのが、判断が妥当じゃないんですか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　私はこの顛末書をいただいて、まずその中でいろいろな内容が書いています。手続を社の中で共有していなかったという、そういうことでいただいて、私は盗んだという取扱いしないで、手続が踏まれていなかったという形で、いうことで、会社の中でも事務方と現場との共有がなされていなかったと、そういう過ちがあったということの報告で、盗んでいったという考え方を持っておりませんでした。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　先ほどからも言っていますけれども、許可も申請もしていない、行政でも許可も出していない。それで、一昨年も、ちゃんと役場のほうで、町有財産だというのも分かっているんですよ。分かっていて、何でそういう、顛末書の中身とか何も確認しないで、私は、その、ちょっと考えられないんですよね、これね。今の処分も。

町長、この現場確認しましたか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　私は現場には行っておりません。担当課長と担当者に現場を確認させています。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　普通、長たる人が現場も確認しないで処分決めるというの、変じゃないですか。最低限度、現場ぐらい見るものでしょう。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　職員、幹部に指示し、そして、私がその状況報告をいただいております。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、それはそれでいいです。また後で出てきますので、ゆっくりまた話します。

まず、私の考えとしては、もう物は盗まれたと、と私は認識します。それで、私、この間、警察のほうに、ちょっと被害届、盗難届出すために、警察のほうに行ったんです。そうしたら、もう私のほうからそういう事案で警察のほうに来ても、もう無理ですと言われました。もうこの真実は分かってしまっているし、私の被害届、盗難届は受け取ることができない。はっきり言われました。ただ、被害者である役場のほうからの盗難届、被害届は受け取ると、はっきりと言いました。

今からでも、役場として、警察のほうに被害届、盗難届出すといった気持ちはないんでしょうか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　Ｂ社から顛末書を頂いた時点で、被害届を出すという考えは持っていません。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　盗まれたのに、あ、認識なかったんですよね、ないんですよね、盗まれたと。まあいい。いいですよ。

まず、じゃあ、町長、行政処分とは何か。町長、あなたの考えでお答えください。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　瑕疵等があった場合に、様々な、何ていうんですか、行政処分という、いろいろなランクづけがあると思うんです。今の事案に対しては、今の事案に沿った形での行政処分というか、処分ということ、私、使っていないんだけれども、そういう形のものを、顛末書を受け取った後に出しています。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　もう一つだけいいですか。町有財産って誰の財産ですか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　町有財産しかり今別町の財産になります。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、今、先ほど、この前に聞いた行政処分について、ちょっと今、私、意味調べてきたんですけれども、行政機関が法令に基づいて国民の権利、義務に影響を与える行為です。この意味分かりますね。

次に、この行政処分の対象となるのは、公金の横領や窃取などの重大な違法行為を行った場合。ここの窃取とは、他人の財物を占有者の意思に反して自分のものにする行為で、盗難とも、またの名を泥棒ともいうそうです。辞典で調べてみました。書いてありました。また、こういった事案に対しての処分は、入札指名停止または営業処分が妥当ではないかとも記されていました。

町長、あなたと私が一番最初に会ったときに言った言葉、覚えていますか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　その会ったときに言った言葉、どの部分で言った言葉か、ちょっ

と判断しかねます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　この事案で一番最初に会ったときです。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　どのとき発した言葉ですか。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　一番最初です。この事案で。いいですか、私言ってもいいですか。「泥棒だべなの」。これがあなたの最初の言葉です。あなたらしい言葉ですよ。「泥棒だべなの」。泥棒だと認識していたのに、今その言葉どこ行ったんですか。

私は、このとき、町長ね、「泥棒だべなの」と言ったときは、ああそれなりに処分下すんだなと、そういうふうに思っていました。

総務課長にお聞きします。この処分の内容はどういう内容だったんですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　これは、どうですか、今、資料で一応準備していますけれども読み上げればいいということですか。（「ええ」の声あり）

処分は、令和７年１月20日付の文書です。

町長名でＢ業者のほうに通知したものでございます。

町有財産の不適切な土砂の採取・搬出について。

令和６年11月28日付で顛末書の提出があった標記の件については、町として甚だ遺憾です。つきましては、御社に対して下記の対応を求めます。

１、対応。町の許可を得ず採取・搬出した土砂と同等、同量の土砂を令和７年３月31日までに、山崎地区土取り場、今別町大字山崎字山元47番地１内の採取場所に返還すること。返還作業、着手時期、期間等は、町と別途協議するとともに、完了時は、その旨確認できる報告書を提出すること。再発防止に万全を期すこと。

なお、町では、御社における再発防止の徹底を図るための期間として、通知日より１年間、御社に対し、山崎地区土取り場からの土の採取・搬出を許可しない。

事案の概要は、先ほど言った発生日時と場所、あと内容等です。同じことなのでちょっと割愛させていただきます。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、今の内容聞いて、ぱっと見で、処分でなく、ただの注意文書じゃないですか、これは。

この処分内容について、感想ありませんか。今の処分内容について。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　先ほど、ほかの質問の中でもお話ししましたけれども、今回のこの処分といいますか対応については、まず、県、県の土木関係のほうに、これはまず第三者ですね、そちらのほうに我々は確認しました。確認というか相談しました。こういう事案があるので、県のほうでは似たような事案あってどのような対応しましたかというの、確認に行きました。あと、弁護士のほうにも、こういう事案が発生、弁護士さんほうにはその前から相談していたので、こういうことに対して、じゃあどういう処分すればいいですか。弁護士さんが言ったのは、お金や土を戻すだけでは解決にならないと。今回、土を戻すこととしましたけれども、そのほか、さらに何か対応しなければならないということで、今回、１年間の山崎地区からの山土の採取・搬出を禁ずるということにしたところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まずそれは、後でまた、この後に出てきますので、それに対しては後でもう１回質問なり答弁なりしていただきます。

戻るんですけれども、町長、さっきのあの泥棒だべなって、あの言葉、あなた本心の言葉でしょう。このこと、今どこに行ったんですか。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　そのとき初めて小倉議員から聞いた話の内容であったので、そういう感じで話したんですが、いろいろ担当課長等から、また、顛末書見た中で、泥棒という考えはなくなって、私は、やっぱり手続上の問題があったということで、私は、今その泥棒という言葉は使っておりま　　。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　うまく逃げた感じしますけれども、私は、この最初に言った言葉、あなたの本心の気持ちだと思いますよ。私もそう思っているんですから。絶対泥棒なんですよ。後で調べてみてください、辞典。黙って物を持っていくことを泥棒というんですよ。分かりますか。黙って物持っていったんですよ。泥棒以外何もないでしょう。

いいですか。町有財産は、さっき町長の答弁ありましたけれども、町の財産であると

言いましたよね。町民の財産でもあるんですよ。町民の共有の財産でもあるんですよ、町有財産というのは。それ分かっていましたか。言葉の中に出てきませんでしたけれども。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ですから、そういうものをもろもろ含めながら、今、持っていったものを元に戻す、金でやらないで物を戻すということと、あと処分を下したという状況にあります。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まあいいです。また後でこれ出ますので。

とにかく今の処分、当然私たちも許しませんけれども、町民が許すわけありませんよ、この処分では。ただの注意文書なんです、これは。注意文書。後でまた再度言います。

とにかく、この今の処分、線引きを間違えれば、大変なことになるんですよ。これ覚えといてくださいよ。

まず、我々としても、この中の何もかも許すことできないと思います。

時間がないので、次行きます。まだまだこれ出てきますので。

それで、令和７年１月28日、今年の１月28日ですね、午前９時に町長室において、町長と総務課長とあとＡ業者の代表者と私と、話をしたという経緯があります。

その中で、町長は何て言ったと思います。一番最初の言葉、分かっています。あ、分からないんですね。じゃあ私のほうから言います。一番最初の頭の言葉です。今回の問題は、町の管理に落ち度があったと言いました。既に顛末書はもらっている。さらには、昨年の12月には処分を下したと、はっきり言いました。総務課長、間違いないですよね。総務課長もいたんですからね。12月に処分したんですよね。確かにそう言ったんだから、そうなんですよ。後でまたこれ言います。それで、この顛末書の内容と処分をした内容を教えてください、そう言ったら、Ａ業者は第三者なので教える必要はないと、町長言いましたよね。でも、話しているうちに、総務課長のほうから、発生日時と再発防止策の２か所だけは読み上げてくれました。そうですね。あとのこと教えてくださいと言ったら、弁護士に相談してから教えますということでしたよね。

その弁護士へ相談した後、この処分の内容、何でＡ業者に報告しないんですか、いまだかつて。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません、ちょっと時系列が整理できていないんですけれども、小倉議員おっしゃったとおり、Ａ業者は第三者ということで進めてきました。そういった中で、Ｂ業者に対する処分について、Ａ業者にその処分内容について、その段階で話すべきではないという判断でした。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　話した時点ではそう思っていたんですよ。でも、弁護士に相談してから報告はすると言ったんですよ。まだその報告ないんですよね。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　一応、これ、ご質問の要旨の④ということでよろしかったですか。（「いや、この後の要旨の④でまた、さっきからも言っているように、また後ろのほうでゆっくりやりますので」の声あり）私の書いてきましたコメントは要旨の④と絡むことなんですけれども。（「はいはい、どうぞ」の声あり）いいですか。

　弁護士に相談したのが２月５日です。その次、同日……、その協議した後……、その後協議して、土日、祝日を挟んで、２月12日に各事業者に通知したということで存じていますけれども、それでよかったでしょうか。今の回答で。

○議長（本郷良克君）　小倉議員、要旨の④も⑤も今ごちゃ混ぜになっている。それでいいんですか。（「まだ行政処分のほう」の声あり）小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　さっきから言っているのに、また元に戻る可能性もあると言ってありますので、これに関しては、また多分後で出てくると思います。

　じゃあ次に、まだ続きがあるんですよ。この対話の中で、町長の言葉から、この事案は「穏便に済ませたい」、そういう言葉が２回出ました。まずこの言葉は何を意味するのか。まさか町長の口から出ると思いませんでしたので。何か私このとき、「穏便に済ませたい」という言葉、この業者に対しての忖度感じたんですよ。確実に。「穏便に済ませたい」、言葉の意味調べてみたら、言葉の角を立てずに穏やかに済ませる、大目に見る、そういった意味があるそうです。またその裏を返せば、真実を隠すといった意味にも取れます。当時、あなたの思いはそのままだと思いますけれども、あくまでも私の解釈です。

　まず、穏便に済ませたいのなら、真実を事実と捉えて、長たるあなたの立場と思いますが、この処分について、もう１回、妥当か伺います。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　前段の穏便という言葉、これは確かに小倉議員に話しました。これについては、現場でＡ社、Ｂ社が一緒に仕事をしている中、そういう中で、これから皆さんうまくいけばいいなということで、忖度とか隠すとかそういう意味でなくての私は穏便という言葉を使っていました。

ただ、処分について、今お話ありました。この処分については、１回決定下した以上、これは、考えは変える考えはありません。今のところは、この処分下したので、よしと私は思っております。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　今の処分は変えない。それでいいですね。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　今下した処分は変えることはできません。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　では、これからはどうなのでしょう。今はそうやって取っておきましょう。うん。今はいいです。ただ、この穏便という言葉、後でまた出てきます、最後に。ちょっとやばいですよ。

とにかく、この今の指名停止、総務課長には、何ていうんですか、指名停止が一番いいんでねえかというの話していましたよね。妥当だということは話していましたよね。（「私が言った話なの」の声あり）はい。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません、私の記憶の中での話になるんですけれども、話合いの中で、私は、指名停止をよしとした話はした覚えはございません。（「いやいやいや」の声あり）

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　指名停止じゃなくて、指名停止したほうがいいんじゃないですかというのは言いましたよね。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません、私言ったのは、指名停止したほうがいいとは言った覚えはないって記憶あるんです。（「記憶はない」の声あり）ないですね。

小倉議員にお話ししたのは、話合い、この件についていろいろお話しした中では、こ

の件に関して、Ｂ業者と町が契約状態にあるかどうかです、今回のこの山土を取るに当たって。その山土が町の今の契約した中で必要な事業であるのであれば、それは当然、指名かけてやるものなので、そこに関しては、もしそういう状態で土取った場合は指名停止もあり得るだろうと、そういう話はしたと思います。ただ、今回に関しては、これは町発注の事業ではなく、町と契約行為のない山土の採取・運搬なので、指名停止は妥当ではないという話はした覚えはあると思うんですけれども。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　でも、これ、今の処分というのさ、やっぱり指名停止が一番妥当でないですか。私はそう思いますよ。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　それは小倉議員の判断であって、意見であり、ただ、この行政処分を決めるのが町だと思っています。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、それはそれとして、もう一つ腑に落ちない点があります。

この処分下したのが１月20日付になっていますよね。１月20日と言いましたよね。にもかかわらず、町長と会ったとき、１月28日、もう12月には処分を下した、はっきり言いましたよね。先ほども答弁ではっきり言いました。12月に処分を下したと。それが、１月20日。どういう意味かちょっと説明してください。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　腑に落ちないかもしれませんけれども、町長と話したのが１月の28日です。この処分を下した日が１月20日。12月には処分を下したとはっきり言っているんですよ。その説明してください。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　その12月20日、確かにいたの分かっている。いたのは分かっているけれども、処分したという言葉は発しているんだか、ちょっと今、１月何日の話もしたんだけど、その12月末頃のやつで下してしまったという発言したかどうか、私の記憶の中では今定かでない。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　確かに言ったんですよ。もう12月には処分は下したと。顛末書はそのずっと前にもらっていると。確かに言ったんですよ。なのに、何でこの処分、１月

20日なんですか。その説明お願いします。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）今、ずれが、ちょっと今、私のほうで探せないでいますが、12月の下旬のやつと、今１月の処分のやつ、最終の処分というのは文書で正式に決裁して出していますので、その文書は出ています。ただ、私が、12月末に町長室で話したときに、下したと言ったのは、ちょっと私、今、定かでないところで、その辺はまた確認しながら。（「12月に処分を下したと聞いているんですよ。それについて今質問しているんですよ。何でこれが１月20日なんですか」の声あり）

○議長（本郷良克君）　暫時休憩して、その日時をはっきりしてください。

暫時休憩やります。

午後２時２８分　休　憩

午後２時４０分　再　開

○議長（本郷良克君）　休憩を解いて会議を再開します。

町長。

○町長（阿部義治君）　どうも大変失礼しました。

今、小倉議員から、私が町長室で、12月、12月何日と言ったっけ、小倉議員、12月何日って言ったっけ。町長室に来たの。（「１月の……」の声あり）それは、処分……（「１月の28日にアポを取って、あ、24日か」の声あり）12月でねえか。（「いや、1月28日です。12月には町長と会っていません。１月24日にアポを取って、１月28日に９時から町長室で町長と会っています」の声あり）

12月に町長室に来た時に処分下してしまっているってしゃべったという、私がしゃべったと。（「１月の28日に行ったんですよ」の声あり）そのとき処分下してしまったって話したという。（「はい」の声あり）それさ、そのときの、小倉議員はそう捉えている。私の話し方が処分を下さないといけないと話したのか、その辺は定かではありません。ただ、実際、処分状って、公の文書で処分下す判断至ったのが１月の20日なんですよ。これ県のほうと相談し、弁護士と相談し、最終処分下したって公のは１月20日なんです。ただ、小倉議員に言ったときの12月、正月前は、恐らく、処分を下さないといけないというような話はしたかもしれない。（「いやいやいや」の声あり）それは、小倉議員がそう捉えているってことだからね。（「話したことをそのまま書いている」の声

あり）

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○議長（本郷良克君）　はい。

○６番（小倉潤二君）　それで、今の町長の答弁、確かに１月28日、12月には処分は下したと言ったんですよ。たしか、下したと。顛末書はその前に、ずっと前にもらっていると。そういう、はっきり言ったんですよ。何でこの１月20日の処分になっているんですか。その辺の説明お願いします。

○町長（阿部義治君）　その12月に下したってしゃべったのは、ちょっと私も記憶にないんだけど、ただ、はっきり言って、今、何回も言うけれども、１月20日というのが私の正式な処分下した日付です。ただ、12月のやつは、私の記憶も、小倉議員の控えているのと、ちょっと私のやつにずれがあるんだけれども、12月には処分は下していません。（「確かにそう言ったんです」の声あり）それがどういう勘違いがあったか分からないけども、正月前は処分は下していません。正月、下すための事務方等の詰めをやっていたのが１月以降ですので。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　総務課長はどういうふうに聞きました、聞き取りました、この場面。私ははっきり12月に処分下したと聞いたんですけれども。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません。そこの日付の部分は、そんなはっきり記憶にないです。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　時間もないので、次です。この問題についてはまたやることになります。後でもまた言いますけれども。とにかく、この処分ですね、前例をつくってしまえば、後々困るのは行政のほうなんですよ。職員のほうなんですよ。この意味分かりますか。

まずいいです。私は、今回のこの問題、徹底的に追及していきますので、行政処分のほうはまずこれで終わります。まだ繰り返しで言っているかもしれませんけれども。

次に、④話合いでの行政の対応について質問します。

まず、総務課長にお聞きします。

この問題が発覚してから、あなたとは３回ほど対面で話しました。その時点では役場

のほうが第三者であると。あくまでも、Ａ業者、Ｂ業者の問題であるという立場を変えませんでした。ところが、４回目以降、180度変わって、役場のほうが被害を受けたという対応に変わりましたが、その理由をまずお知らせください。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　要旨④ということで、６番小倉議員からのご質問１の要旨の④話合いでの行政の対応について。

この事案におきましては、山土の採取・搬出のため、Ａ業者が整備した場所からＢ業者が採取・搬出したことにより、Ａ業者が被害を被ったとする点については、あくまでもＡ業者とＢ業者間の問題であり、また、その当時、Ａ業者からも、Ａ業者で弁護士に相談したところ、この件は両業者同士の問題である旨の報告を、私、受けたところでございます。町としても、Ａ業者の損害については両業者間で解決するべきものとそのときは認識していたところでございます。

その一方で、今回の事案は、Ｂ業者による町有財産の無許可採取・搬出であることから、町では、この件について、弁護士に相談しながら精査した上で、Ｂ業者に対し、山土の返還と再発防止の徹底を指示するとともに、町内建設業者に対しても、適正な山土の採取・搬出について注意喚起を通知したところであります。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　今の説明よく分かりました。うちのほうでも弁護士に相談したところ、何か一番最初はそういうふうに言われました、言われたそうです。

それで、今の総務課長、今の質問は、すみません、答弁はそれでいいです。うん。私もそれで納得します。しました。でも、また後で出てくるかもしれませんので。

それから対話の中で、２人の、２人の対話でない、これは、副町長もいたときですね。今回この事案で行政と業者間では金銭は発生しないと言いましたよね。金銭は発生していない。確かに言いましたよね。金銭は発生していない。それで、まず、この土を持っていった場所に、また土を戻した。そういう処分ですよね、今回はね。

一度持っていった土量分、これ請求するべきではないですか。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　まず、今回の件が、売渡しの手続がまずなされていないというところです。先ほどから出ています、Ｂ業者が申請しないで、無許可で持

っていったということの状況で、まず、そのＢ業者に対して、我々売る側と買う側の、何ていうのか、契約ではないんですけれども、そういう手続がなされていない状況で、我々行政側からＢ業者に請求することはできないという認識でいました。（「何て言った、最後」の声あり）Ｂ業者に対して、町からその請求するという認識ではありませんでした。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　今、私言ったのは、持っていった土量分請求するべきじゃないですかと聞いているんですよ。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　そこで、また同じ話になってしまうんですけれども、そもそもＢ業者が無許可で持っていったということの事案です。それで、その売買、売渡しのその契約といいますか、その申請行為もなされていないのに、我々行政側が、Ｂ業者に対して請求書、請求行為をするのはどうなのかなということで、今回は金銭は発生しないということで認識していたところです。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　じゃあ、Ａ業者は、役場のほうに売渡し許可書をもらって、金払っているんですよ。その金どうするんですか。払ってしまっているんですよ。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　そうなると、先ほど答弁しましたけれども、そこに関しては、Ａ業者も弁護士さんと相談したところによる、Ａ業者とＢ業者間の問題になると思うんですけれども。ということで、私どもはずっと認識していました、そこは。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　納得いかないんですけれども。Ｂ業者がただで持っていったもの、何も許可も出していないので請求しない。Ａ業者は金払っているのに、役場のほうで金も返さない。何か変じゃないですか、これ。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　すみません、今最後に言った、金を返さないというのは、これは町がＡ業者にお金を返さないという、そういうことでよろしいんですか、そこは。そういう話ですか。（「そうそうそう」の声あり）はい、え……（「いいです、いいです」の声あり）

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まず、今のやつは、また後で。時間もないので。

例えば、このＡ業者、まだ17台ほど、119立米ほど、まだ５月30日までの期限で、まだ残っているんですよ。それはご存じですよね。ただ、あの現場見てもらえば分かるんですが、もうここには、その119立米ほどの土、このＡ業者が必要とする表土の黒い土、もうないんですよ。もしこれＡ業者がこの土を運ぶとしたら、どうするんですか、行政のほうでは。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　そこも弁護士さんに相談した話を今までしてきたんですけれども、やはり売渡しの申請上げて許可出しました、Ａ業者さんに。その時点で、何といいますか、権利ではないんですけれども、Ａ業者のほうが土を取る権利はあります。それで、その後に関して、Ｂ業者が無断で持っていったということに関して、町のほうがＡ業者に対してというのではなく、やはり被害、加害となると、やはりそこはＡとＢの関係になるのではないかなと思っていますけれども。そういう形でずっと認識しておりました、そこ。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ちょっと矛盾していませんか、それ。Ｂ業者、土持っていったのに、何も金も取らない。Ａ業者が金出して許可もらって、土を取る。Ａ業者がその土、何もないとこから土を持ってこられない。それをどうするかって今聞いているんですよ。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　そこに関して、そうなると、Ａ業者がＢ業者に対して、まず被害これぐらいあったという話になると思うんですよ、そこに関しては。ですので、そこの話、ＡとＢがその話できているのかという、そこの辺は業者間の話なので、行政が首突っ込む話じゃないと思っているんですけれども、ただ、町としてどうするかという話になったときに、果たしてＢ業者持っていったものに対して、我々がＡ業者さんに対して、じゃあこれだけ被害あったから支払いするって、それもまたおかしい話であって、やはり被害があったＡ業者がＢ業者に対してどういったものを求めるのか、そこだと思うんですけれども。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　今、Ａ社のお金の問題とＢ社の土を持っていった話の中で、小倉

議員、さっきの行政で処分を下した内容の中にもあるように、Ｂ社には持っていった土砂を元に戻してくださいと、３月末までということ、お金でなくて物で戻してくださいということで、今、指示をしました。

ただ、小倉議員の話したＡ社のほうのまだ残っている土はどうするんだとなれば、その辺はＢ社が今戻した土が使えるかどうか､それにもよるということになると思うので、小倉議員はそうやって持ってきた土はもう使われないって話をしたんだけれども、今、Ｂ社が元の位置に戻した土がどういう状態のもので使えるかどうか、その辺もまだＡ社とまた相談しなきゃいけないと思います。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　ちょっと意味分からないんですけれども。

まず、もう一つここで聞きます。たとえ、３月31日まで土を運搬して返すと。もしその期限までに、土、そこに運搬できなかったらどうするつもりでしょう。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　仮定の話は別として、まず３月31日をもってまた考えることに、まず、３月31日までに土砂を戻しなさいという指示していますので。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　だから、もし返還できなかったらどうするかって私聞いているんですよ。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　返還できなければまた別な処分があるのか、金で取るか、その辺はまた弁護士と相談しながら対応考えていきたいと思います。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　結局、この問題で金一銭も出していないのがＢ業者ですよ。これって誰見ても変でしょう。町の物持っていって、ただで持っていって、許可なく持っていって、ただ。片一方は、金出して、許可もらって、買って運搬している。誰見たって、これ変でしょう。一番先にお聞きしましたよね、あなたの物を持っていかれたらどうしますかって。私だったら、すぐ警察に届けますよ。私だったらね。後で、この後すぐ副町長にも質問しますけれども。

この業者、自分の会社のための利益のために持っていっているんですよ、この土を。何でこの持っていったから金、申請もしていないし、請求書も出さない、金ももらえな

い。誰考えたってこれ変でしょう、これ。どう思いますか、皆さん。幼稚園の子供でも分かるよ。金取られたら親に言いつけて、叱ってもらうでしょう、子供だって。変ですって、絶対。このコピー用紙１枚だって、１枚20円取られているんですよ、20円。それ、町の物持っていって、ただだ。誰が考えたって変でしょう、これ。どう思いますか、町長。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　ただ、ただって言うけれども、私たちの今指示したのは、現物で戻しなさいという指示していますので。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　それがただだというんですよ。意味分からないですね。

まあ、いいです、いいです。これまた次回もやることになりますのでね。

ただ、このＢ業者だけが棚からぼた餅。何もお金がかかってない。棚からぼた餅だ。Ａ業者はお金を払って、トンビに油揚げさらわれていってしまった。同じですよね。

今これ町で行政としてちゃんと処分しなければ、この後、困るのは本当に行政なんですよ。今やっておかないと。

次、行きます。次、副町長。

まず、令和６年11月20日、この事案で町長室で総務課長と話しましたよね。分かっています。分かっています。11月20日、町長室で話をしていますよね。（「議長」の声あり）いやいや、いい、いい。分かっていますよね。

まず最初に、あなたのこの今の事案の内容、ちゃんと把握していったんですか、お聞きします。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　11月20日、議員と私、お会いした記憶ございます。その際には、事象の全体像つかむために、まずは議員から、当時、議員とＡ事業者さんの話をまず聞き及ぶということでお会いをしました。そういう意味で、その際に、また詳細にＡ事業者さんのご認識を伺ったところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　この話合いの中で、あなたの言った言葉は、この場所、山崎地区の山土を取る場所のことですよね。土量として全部がＡ業者のものではない。Ｂ業者が買っていっても何も問題ないと、はっきり言いましたよね。

○６番（小倉潤二君）　何が問題ないんですか。仮にも町有財産黙って持っていったものに対して、何の問題もない。どういう発言ですか、これ。どういう意味で言ったんですか。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　一語一句そのまま申し上げたという認識、私はございませんけれども、まず、私申し上げたのは、仮にということなのかもしれませんけれども、Ａ事業者さんが必要な土量があり、またＢ業者さんも必要な土量があるのであれば、町の財産の中で、Ａ事業者さんにもその土を売却するということもありますし、Ｂ事業者さんにも手続が整っていれば売却することもあり得るという趣旨で申し上げたという記憶はございますが、何か全然問題ないというような言い方をした認識はございません。もしそういう伝え方を私がしたのであれば、それは訂正させていただきたいと思います。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　訂正とかの問題でないんです。さっきからも言っているんです、言葉１つって大変なんですよ、受け止め方。相手に与える一言がすごくプレッシャーになるんですよ。土量として全部がＡ業者じゃない。これいいですよ。これはいいですよ。Ｂ業者が買っていっても何の問題もない。はっきり言ったんですよ、これ。どういう意味ですか、これ。これみんな聞いていると思います。許可も出していない、許可ももらっていない、それで勝手に持っていってもいい、黙って持っていってもいいって、そういうふうに取れるんですよ、実際。分かります、この言っている意味。実際そうやって言っているんですから、あなたが。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　許可を取っていないＢ事業者が持っていっていいというような趣旨で申し上げたつもりはないんですが、そういう意味で議員に私が伝えたとすれば、そこは訂正しておわび申し上げます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　それはあなたの認識であって、受け止める側はそう取らないんですよ。ですから、先ほどから言っているでしょう。一言一言がすごい重みあるんですよ、行政の言葉って。これナンバーツーの言う言葉ですか、これ。無責任な発言なんですよ。誰が持っていってもいいって。持っていってもいいって。冗談じゃありませんよ。だから、Ｂ業者が許可をもらって運搬しているのかと聞いたでしょう、今。これ認識してい

るんでしょう。ある程度のことを把握して言ったんでしょう。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○６番（小倉潤二君）　そしてもう一つ。現場確認しましたか。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　１つ目でございます。議員と面談した際に、許可の手続が取られていない形でＢ社が土を持ち出したということについては承知しておりました。

２つ目、現場でございます。現場は、私、見に行ってございます。状況も把握しております。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　であるのであれば、あの現場見れば分かるでしょう。さっきも言いましたよね。子供でも分かるんですよ。誰が何のためにあそこを整備しているのか。道路も採石敷いて、ちゃんと行けるようになっているでしょう。今の発言だって、あなたの言っていることは、何も見ていないような話ぶりで言っているんですよ。子供でも分かるような現場。もし、この現場、この土をだれでも持っていっていいというなら、何で行政のほうで区画整理とかそういうことしなかったんですか。行政のほうにも否があるんじゃないですか。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　すみません、繰り返しになりますが、誰が持っていってもいいということをちょっと申し上げた､そういう意図で申し上げた認識はございませんので、そこにつきましては繰り返しのお答えにさせていただきます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　私はね、あなたのこの言った言葉、本当に一瞬感じたのが、このＢ業者との癒着で忖度感じたんですよ。普通なら、被害者であるＡ業者が行っているんですよ、あなたと対話しているんですよ。普通なら、普通の人間なら、被害者のＡ業者を忖度するんですよ。あなた、逆にＢ業者を忖度したんですよ、あなた。分かっていますか、その意味。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　前段で申し上げたんですが、当日はその状況をフラットに伺うということで、面談をさせていただいたつもりでございます。その中で、何でしょう、

私、当日の記憶では申し上げたつもりではありますが、Ｂ業者さんが手続を取らないまま持っていったということについては、それは当然、不適切でよろしくないという旨の話も併せてしたつもりでございました。そういう意味で、Ａ事業者さんのそういう状況に少し寄り添い切れていなかったというご指摘があるのであれば、そこ真摯に受け止めさせていただきます。

ただ、一方で、Ｂ事業者さんに何か特定の忖度なり癒着というお話がございましたが、そこについては、明確に私にはそういうところございませんので、そこはっきり申し上げさせていただきます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　あなたがそんなこと言っても、こっちには通じないんですよ。もう言ってしまった言葉ですから。被害者があなたと話すために会いに行っているんですよ。それでいきなり、誰が持っていってもいい、問題ない。そういう話ってありますか。誰そういう話できます。被害者に向かってですよ。加害者に言うのなら分かりますよ、Ｂ業者に言うんだったら。被害者に向かって、誰が持っていってもいい。冗談じゃありませんよ、そんなもの。あなたはそれでいいかもしれないよ。受け取ったこっち側、こうですよもう。

私ね、この質問を作成する上で、何回もこの文句、繰り返し読んだんです。もう腹が立って腹が立って。これ少しすればパワハラじゃないか、そう思った。実際それでいけばパワハラに当たるんですよ。相手を考えない。Ｂ業者を、肩を持っているように聞こえるんですよ、この言葉。あなたは軽く言っているつもりかもしれませんけれども、聞き取るほうはそう取らないんですよ。いいですか。

パワハラも１回説明しますか。パワハラについて。

まず、職場における地位や立場を利用し、従業員に対して精神的や身体的な苦痛を与えるいじめや嫌がらせのこと。まさにＡ業者にそのまま言っているんですよ、あなたの言葉。その定義、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であること。そのままなんですよ。また、業務上、必要かつ相当の範囲を超えた言動である。全くそのとおりなんですよ。あなたはそう思っていないかもしれません。受け取る側はこのように取っているんです。いいですか。まだ理解できないでしょう。完全にパワハラに当たる言動なんですよ、被害者に対して言った言葉が。

まず、時間もないことですし、パワハラとこの問題については次回もやります。ただ、

このパワハラという言葉、副町長、認識ありますか。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　議員から議場の場で、私、パワハラという言葉、非常に重く受け止めました。私にそのつもりがなくても、受け取られた方で心を痛めておられるのであれば、この場でおわび申し上げます。私の言動がそういったことで不安を与えたということであれば、今後も含めてしっかり自分を省みたいという思いでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　それは、今はただ、私、聞いておくだけです。しゃべった言葉に対してはもう引っ込みつきませんから。もう言ってしまったんですから。

それと、町長も、先ほども言いましたけれども、Ａ業者のことを考えることなく、相手を忖度したような穏便という言葉､これも､このパワハラに当たる可能性もあります。これから、よく調査した上で、次回ももう１回やるんですけれども、とにかくそういうことになろうと思いますので。

副町長。総務課長の答弁で、金銭は一銭も動いていない、働いていないと言いましたけれども、副町長、あなたの発言で、Ｂ業者が買って、この買ってというのは売り買いの買いです、買っていっても問題ないと、はっきり言いました。金銭が働いていないのに、何で買ってもいないのに買っていったといった発言したんですか。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　すみません。繰り返しになりますが、一語一句の発言覚えておりません、正直。ただ、一方で、申し上げていたのは、Ｂが手続を取らないまま搬出をしたということは決して、当然のごとく、よろしくないという話。一方で、仮にＢが事前に正規の手続をしていれば、町の財産で譲り渡せる量があるのであれば、それは売却なりという手続はしたかもしれないというお話はしたと思いますが、Ｂが手続をしないまま持っていくことをよしとしたということは、当日、私の言動が不明確であったというご指摘ではありますが、そういう、Ｂがそういう手続しないままに持っていったことを肯定するという、認めたというようなことはございませんので、そこについては、改めて、そういった認識であるという旨、お答えをさせていただきます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　副町長、あなた、この問題、あなたの言った言葉に対して、本当にこの問題解決する気ありますか。あなたの真意、聞かせてください。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　行政の対応としましては、すみません、ちょっとＡとＢが少し混在しましたが、Ｂ事業者に対する無許可の搬出、これについては、先ほど申し上げた処分を申し上げましたし、一方では、町のほかの事業者さんにも同様のことがないようにの注意喚起を図ってございます。そういった意味では、行政の対応としては、ひとつしっかり対応させていただいたという認識でございます。

先ほどの答弁のまた裏返しになってしまいますが、Ａ事業者さんとＢ事業者さんの問題については、それぞれの事業者さんの間でしっかり話し合っていただく、相互で解決するべき問題というふうに認識しております。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　それはＡとＢの間のことであって、それ関係ないですよ、行政には。行政でこの問題をどうやって片づけるか、その答弁お願いします。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　繰り返しで大変恐縮でございますが、行政としましては、Ｂ事業者に対する一定の処分というか指示を申し上げたこと、あとは、町内の建設事業者さんに注意喚起を促したこと、これをもって一つの区切り、解決だというふうに考えてございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　喉かれてきました。

まず､このあなたの言ったこの一言の言葉､土量として全部がＡ業者のものではない、Ｂ業者が買っていっても何も問題ない。繰り返して言っているんですよ、これ。すごい重い言葉なんですよ、これ。簡単に言っているようですけれども。町有財産を勝手に持っていって、何も問題ないって、この発言は絶対あってはならない言葉ですよ、この問題ないとか。それも被害者に対してですよ、被害者に対して。侮辱しているんですよ、これ。分かって言ったんですか。

○議長（本郷良克君）　副町長。

○副町長（飯田　哲君）　再三の繰り返しになって大変恐縮なんですが、当日、私、許可を得ないまま持っていったＢ事業者の行為を肯定した認識はございません。そこについては、再三繰り返しになりますが、お断りさせていただきたいと思います。

ただ、そこに至る私の言動がご不安やご疑念を招いたということに対しては、これも

再三になりますが、本当に不徳の致すところでございましたので、そこについてはおわび申し上げて、今後自らを省みたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　まずあなたのこの一言がもし正しいとするならば、勝手に町有財産を持っていっても、何も罪にならない、どうぞご自由に持っていってくださいと、私はそういうふうに受け取ったんですよ。ご自由に持っていってください。誰が持っていってもいいですよとは言っていませんけれども。そういうふうに取れるんです。私の考えです。

いずれにせよ、またこの質問はすることになりますので、この対応についてはこれで終わります。

最後の質問、これからの町有財産の管理についてお聞きします。二度とこういった事案が起こらないようにするために大事な質問になりますので。また絶対あってはならないことです。

今年の２月の19日ですよね､町内の業者に､町有財産売渡しの適切な運用についてと、そういう通知が出されました。なぜこのタイミングで出したのかお聞きします。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　答弁の前に、このタイミングというのは、何のことを示しているんでしょうか。（「行政処分と同じ日のタイミングです。行政処分……」の声あり）何と一緒という意味でしょうか。そこが分からないんですが。（「私の行政処分開示請求した部分の出した日にちと同じ日という意味です」の声あり）はい、分かりました。

６番小倉議員からの質問の要旨の⑤これからの町有財産の管理についてということで、ただ今の質問についてお答えをします。

ご質問の件ですが、こちらで確認したところ２日の件だと思います。その日、小倉議員は来庁予定があり、それに合わせて開示日も２月12日で小倉議員のほうには通知しているところです。

町内建設業者に対する通知については、弁護士に相談したのが２月２日で、その後協議し、土日祝日を経て、最短の通知は２月12日でした。それぞれの通知の経緯はこのような状況ですが、同日通知したのは、特段の意図はございません。

以上です。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　すみません、余談ですけれども、弁護士とは何回ぐらい相談回数ありました。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　弁護士のほうには３回ですね。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。残り５分ですので、短めに。

○６番（小倉潤二君）　短めに。はい。

３回。余談で聞いたので、ありがとうございました。

あと何分でしたっけ。（「５分」の声あり）プラス５分。

まず、この処分を、処分というより通知出した内容ですね。これが、例えば１番目、まず処分した内容とほぼ同じなんですけれども、同じですよ、大体ね。例えば１番目、相当量の土砂を返還する。この土砂、誰がこの量決めるんですか。返還する量です。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　この土砂の量なんですけれども、先ほどから出ている顛末書、こういった事案が発生した場合、行政としては顛末書を求めます。その顛末書の中のやはり申告のあった土量については、そのまま戻していただくということを考えております。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　でもね、これって、例えば100台運搬しても、１台の申告で済む場合もあるんじゃないですか。申告ですから。たった１台の返還で済むということなんですよ、この処分の、この内容からすると。変でしょう、この内容。ですから、私、この顛末書の内容も変だというの、すぐ分かるんですよ、こういうの。申告で済むんだったら、何も100台運んでも１台で済むんですよ。こういう処分じゃ駄目なんですって、行政処分というのは。

時間もないですから、次、２番目。この２番目の内容としても同じなんですよ。例えば、１年間何とか何とかってありますよね、搬入禁止とか。この内容だと、工事の発注のない場合、この土使わないでしょう。あと利用目的がない場合、この土使わないでしょう。使わないものにして処分してどうするんですか。変ですよ、これ。

○議長（本郷良克君）　町長。

○町長（阿部義治君）　今の事案について、山崎の土砂の運搬ということでの事案ですので、そのためには、今の山崎の土砂のところの運搬に対するものをペナルティーとして科したという状況でありますので、ご理解願いたい。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　違うでしょうっていうことなの。これ１月20日に出しているんですよ、通知。これからのことでしょう。これからのこと。今の土の問題じゃないんですよ。これからの処分について、各業者にこれ通知しているんですよ。それで、同じ内容で同じことを書いてやっているの。意味ないの、これ、意味。土使わないとき何も１年間運ばなくてもいいわけでしょう。この内容は意味ないんですよ。意味分かりますか。処分の内容も意味がないんですよ。総務課長、意味分かります、これ。

○議長（本郷良克君）　参事。

○参事・総務企画課長（太田和泉君）　確かに、この後、土砂運搬等する事業がないかもしれない。それはちょっと分からないです、今後については。ですので、今回、この事案に対して、山の土を持っていったということに対してのこの処分といいますか、こういうふうに対応してほしいということで通知したところです。これ例えば、小倉議員、先ほど来出していますけれども、指名願停止とかってやって、実際その工事、全然その業者に該当なければ同じようなことに、話になると思うんですけれども、ただ、そういったこと言っても駄目なので、今回に関しては、あくまでもその山土取った行政財産の処分、行政、処分じゃない、行政財産の無断取得というところでのこういった通知出させていただいたところでございます。

○議長（本郷良克君）　小倉議員。

○６番（小倉潤二君）　これ最後になると思いますけれども、まず、今回のこの町有財産、私、質問した内容ですね。この処分の方法も顛末書の報告の内容も、みんなこう、何ていうんですか、うそのように私は思えるんですよ。何となくつくられたような。これじゃ駄目なんですって。私が今、行政のほうに言いたいのは、本当にこれでよかったのか。これでいいと思っている、こういう処分、顛末書の報告の受渡ししたと思うんですよ。本当にこれでよかったのかと。私、それ訴えているんですよ。今こう聞いても、ここにいる方は、半分ぐらい分かっていないでしょう。とにかく考えていかないと。こんな処分駄目ですって、これ。意味ないですよ。

○議長（本郷良克君）　小倉議員、時間が来ましたので。

○６番（小倉潤二君）　私は何回もこの役場のほうへ来て、課長とも話してきたつもりですけれども、こういう結果になって残念です。

とにかく、今回のこの質問、まず町長からは明確な回答が得られませんでしたので、引き続きこの問題を追及していきます。そして、パワハラについてもとことんやりますので。

これで質問終わります。長い時間ありがとうございました。

○議長（本郷良克君）　６番小倉議員の質問を終わります。

綿谷議員。

○１番（綿谷敏明君）　今の問題について、ぜひ百条委員会などなど検討したほうがよろしいと、私思いますけれども。よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君）　はい。委員会で決議します。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時２９分　散会